

別添－2

農業土木工事共通仕様書

新 旧 対 照 表

平成17年2月14日設計第694号

(積算基準日 令和6年3月1日以降適用)

北海道農政部

新 旧 対 照 表

1 総 則

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用 【省略】</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1 「工事監督員」とは、「監督要領」で定める監督業務を行うもので、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。 【省略】</p> <p>12 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、工事数量総括表、発注者から変更または追加された設計図、<u>工事完成図</u>等をいう。なお、設計図書に基づき工事監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、工事監督員が書面により承諾した図面も含むものとする。 【省略】</p> <p><u>24 「情報共有システム」とは、受発注者間の情報を電子的に交換、共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。なお、本システムを用いて作成し、提出された書面については、別途紙に出力して提出しないものとする。</u></p> <p><u>25 「書面」とは、手書き、印刷等による伝達物<u>または情報共有システムで作成された</u>工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、電子的手段を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</u></p> <p><u>26 「工事帳票」とは、施工計画書、<u>打合簿</u>、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び<u>打合簿</u>等に添付して提出される非定型の資料をいう。</u></p> <p><u>27 「確認」とは、工事監督員が契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</u></p> <p><u>28 「立会」とは、契約図書に示された項目について、工事監督員が臨場により、その内容について契約図書との整合を確かめることをいう。</u></p> <p><u>29 「施工検査」（以下「検査」という。）とは、契約図書に示された項目について、受注者の測定結果等に基づき工事監督員が臨場等により、出来形、品質、数値等を確認することをいう。「段階確認」とは、契約図書に示された施工段階において、工事監督員が臨場若しくは机上により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</u></p> <p><u>30 「工事完成検査」とは、検査員が契約書第30条、第36条及び第37条に基づいて受注者が契約内容に適合した履行をなしたかどうかを確認することをいう。</u></p> <p><u>31 「検査員」とは、契約書第30条第2項の規定に基づき、工事完成検査を行うために発注者が定めた者をいう。</u></p> <p><u>32 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質、または特記仕様書に指定がない場合には、工事監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、若しくは、工事監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は受注者の負担とする。</u></p>	<p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用 【省略】</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1 「工事監督員」とは、「監督要領」で定める監督業務を行うもので、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。 【省略】</p> <p>12 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、工事数量総括表、発注者から変更または追加された設計図_____等をいう。なお、設計図書に基づき工事監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、工事監督員が書面により承諾した図面も含むものとする。 【省略】</p> <hr/> <p><u>24 「書面」とは、手書き、印刷等による伝達物<u>で工事施工協議簿等の</u>工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、電子的手段を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</u></p> <p><u>25 「工事帳票」とは、施工計画書、<u>工事施工協議簿</u>、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び<u>工事施工協議簿</u>等に添付して提出される非定型の資料をいう。</u></p> <p><u>26 「確認」とは、工事監督員が契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</u></p> <p><u>27 「立会」とは、契約図書に示された項目について、工事監督員が臨場により、その内容について契約図書との整合を確かめることをいう。</u></p> <p><u>28 「施工検査」（以下「検査」という。）とは、契約図書に示された項目について、受注者の測定結果等に基づき工事監督員が臨場等により、出来形、品質、数値等を確認することをいう。「段階確認」とは、契約図書に示された施工段階において、工事監督員が臨場若しくは机上により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</u></p> <p><u>29 「工事完成検査」とは、検査員が契約書第30条、第36条及び第37条に基づいて受注者が契約内容に適合した履行をなしたかどうかを確認することをいう。</u></p> <p><u>30 「検査員」とは、契約書第30条第2項の規定に基づき、工事完成検査を行うために発注者が定めた者をいう。</u></p> <p><u>31 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質、または特記仕様書に指定がない場合には、工事監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、若しくは、工事監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は受注者の負担とする。</u></p>	<p></p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句及び番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p><u>33</u> 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p> <p><u>34</u> 「工事開始日」とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。</p> <p><u>35</u> 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量を開始することをいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工の、いずれかに着手することをいう。</p> <p><u>36</u> 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。</p> <p><u>37</u> 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p><u>38</u> 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。</p> <p><u>39</u> 「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。</p> <p><u>40</u> 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所をいう。</p> <p><u>41</u> 「SI」とは、国際単位系をいう。</p> <p><u>42</u> 「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。</p> <p><u>43</u> 「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。</p>	<p><u>32</u> 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p> <p><u>33</u> 「工事開始日」とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。</p> <p><u>34</u> 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量を開始することをいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工の、いずれかに着手することをいう。</p> <p><u>35</u> 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。</p> <p><u>36</u> 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p><u>37</u> 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。</p> <p><u>38</u> 「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。</p> <p><u>39</u> 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所をいう。</p> <p><u>40</u> 「SI」とは、国際単位系をいう。</p> <p><u>41</u> 「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。</p> <p><u>42</u> 「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。</p>	<p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>〃</p> <p>番号の改正</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>番号の改正</p>
<p>1-1-4 契約図書に基づく処理方法</p> <p>受注者及び工事監督員は、契約図書に示された指示、承諾、協議、検査及び確認等については、<u>打合簿</u>で行わなければならない。</p> <hr/> <p>【省略】</p>	<p>1-1-4 契約図書に基づく処理方法</p> <p>受注者及び工事監督員は、契約図書に示された指示、承諾、協議、検査及び確認等については、<u>工事施工協議簿</u>で行わなければならない。<u>なお、工事施工協議簿（別添-3）については、双方が署名または押印した原本を発注者が保管し、複製を受注者が保管するものとする。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の削除及び改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。また受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>2 この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、工事監督員が記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は簡易な工事においては工事監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要</p> <p>(2) 計画工程表</p> <p>(3) 現場組織表</p> <p>(4) 指定機械</p> <p>(5) _____ 主要船舶・機械</p> <p><u>(6) 主要資材</u></p> <p><u>(7) 施工方法</u> (主要機械・仮設備計画、工事用地等を含む)</p> <p><u>(8) 施工管理計画</u> (工事監督員の立会、段階確認の内容及び時期、品質、出来形、写真管理等を含む)</p> <p>_____</p> <p>(9) 安全管理 (安全訓練等の実施計画を含む)</p> <p><u>(10) 緊急時の体制及び対応</u></p> <p><u>(11) 交通管理</u> (資材等の過積載防止対策を含む)</p> <p><u>(12) 環境対策</u></p> <p><u>(13) 現場作業環境の整備</u></p> <p><u>(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</u></p> <p>_____</p> <p>(15) 社内検査</p> <p>(16) 特定外来生物 (植物) 防除計画書</p> <p><u>(17) 法定休日・所定休日 (週休二日の導入)</u></p> <p><u>(18) その他</u></p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。また受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>2 この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、工事監督員が記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は簡易な工事においては工事監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要</p> <p>(2) 計画工程表</p> <p>(3) 現場組織表</p> <p>(4) 指定機械</p> <p>(5) <u>主要資材、及び</u>主要船舶・機械</p> <p>_____</p> <p><u>(6) 施工方法</u> (主要機械・仮設備計画、工事用地等を含む)</p> <p><u>(7) 施工管理計画</u> (工事監督員の立会、段階確認の内容及び時期、品質、出来形、写真管理等を含む)</p> <p><u>(8) 緊急時の体制及び対応</u></p> <p>(9) 安全管理 (安全訓練等の実施計画を含む)</p> <p>_____</p> <p><u>(10) 交通管理</u> (資材等の過積載防止対策を含む)</p> <p><u>(11) 環境対策</u></p> <p><u>(12) 現場作業環境の整備</u></p> <p><u>(13) 建設副産物の適正処理計画</u></p> <p><u>(14) 再生資源の利用の促進</u></p> <p>(15) 社内検査</p> <p>(16) 特定外来生物 (植物) 防除計画書</p> <p>_____</p> <p><u>(17) その他</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の追加</p> <p>番号の改正</p> <p>〃</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の追加</p> <p>番号の改正</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の追加</p> <p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1 受注者は、工事を施工するために締結した工事1件の請負代金額が200万円以上になるときは、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付建情第1428号、最終改正：令和3年3月30日付け建管第1773号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>3 第1項及び第2項に該当する受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の_____取扱いについて」<u>（令和5年2月24日付け建管第1504号）</u>に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-16 工事の一時中止</p> <p>1 発注者は、契約書第19条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面により通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、契約書25条により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>（1）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不相当または不可能となった場合</p> <p>（2）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合</p> <p>（3）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当または不可能となった場合</p> <p>（4）第三者、受注者、使用人等及び工事監督員の安全のため必要があると認めた場合</p> <p>2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、または工事監督員の指示に従わない場合等、工事監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止を命ずることができる_____。</p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1 受注者は、工事を施工するために締結した工事1件の請負代金額が200万円以上になるときは、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付建情第1428号、最終改正：令和3年3月30日付け建管第1773号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>3 第1項及び第2項に該当する受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の<u>活用に関する</u>取扱いについて」<u>（平成18年3月9日付建情第1428号、最終改正：令和3年3月30日付け建管第1773号）</u>に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-16 工事の一時中止</p> <p>1 発注者は、契約書第19条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面により通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、契約書25条により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>（1）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不相当または不可能となった場合</p> <p>（2）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合</p> <p>（3）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当または不可能となった場合</p> <p>（4）第三者、受注者、使用人等及び工事監督員の安全のため必要があると認めた場合</p> <p>2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、または工事監督員の指示に従わない場合等、工事監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止を命ずることができる<u>ものとする</u>。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の削除 字句の改正</p> <p>字句の削除</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-18 工期変更</p> <p>1 契約書第 17 条第 5 項、第 19 条、第 20 条及び第 21 条第 1 項の規定に基づく工期の変更について、契約変更前に当該変更が工期変更協議の対象であるか否かを工事監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、工事監督員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2 受注者は、契約書第 17 条第 5 項に基づき工事内容の変更または設計図書の変更が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、契約書第 19 条に基づき工事内容の変更または工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、契約書第 20 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、契約書第 21 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-18 工期変更</p> <p>1 契約書第 17 条第 5 項、第 19 条、第 20 条及び第 21 条第 1 項の規定に基づく工期の変更について、契約変更前に当該変更が工期変更協議の対象であるか否かを工事監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、工事監督員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2 受注者は、契約書第 17 条第 5 項に基づき工事内容の変更または設計図書の変更が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、契約書第 19 条に基づき工事内容の変更または工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出するものとする。</p> <p>4 受注者は、契約書第 20 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出するものとする。</p> <p>5 受注者は、契約書第 21 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出するものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-21 建設副産物</p> <p>1 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び再生骨材の活用を図らなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材または再生材）、土砂（新材または再生材）、砕石（新材または再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム*により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に<u>その写しを添付して</u>、工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。また、受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>8 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム*により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に<u>その写しを添付して</u>、工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。</p> <p>9 受注者は再生資源利用（促進）計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により<u>公衆が見やすい場所</u>へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用より公表するよう努めなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-22 工事完成図</p> <p><u>1 受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成し、工事監督員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 工事完成図とは、最終の設計図に受注者からの申し出に対し、工事監督員が承諾した事項（施工承諾の内容等）が反映された図面をいう。</u></p> <p><u>3 管水路工事においては、管割り図についても工事完成図として提出しなければならない。</u></p> <p>1-1-23 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等</p> <p>1 受注者は、契約図書において工事監督員の立会いのうえ、施工するものと指定された事項については、あらかじめ<u>打合簿</u>（別添-3）により、立会い願を工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-24 数量の算出</p> <p>1 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-21 建設副産物</p> <p>1 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び再生骨材の活用を図らなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材または再生材）、土砂（新材または再生材）、砕石（新材または再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム*により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に<u>含め</u>、工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。また、受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>8 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム*により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に<u>含め</u>、工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。</p> <p>9 受注者は再生資源利用（促進）計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により<u>工事現場の見やすい場所</u>へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用より公表するよう努めなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: center;"><u>〔追加〕</u></p> <p>1-1-22 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等</p> <p>1 受注者は、契約図書において工事監督員の立会いのうえ、施工するものと指定された事項については、あらかじめ<u>工事施工協議簿</u>（別添-3）により、立会い願を工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-23 数量の算出及び出来形図</p> <p>1 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p><u>4 受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って出来形図を作成し、工事監督員に提出しなければならない。</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>項目の追加</p> <p>番号の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除及び番号の改正</p> <p>字句の削除</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-25 工事完成検査</p> <p>1 受注者は、契約書第 30 条の規定に基づき、工事完成通知書を工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事完成通知書を工事監督員を通じて発注者に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-26 でき形部分等検査及び指定部分検査</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-27 中間検査</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-28 部分使用</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-29 施工管理</p> <p>1 受注者は、施工計画書に示した作業手順に従って施工し、施工管理を行わなければならない。</p> <p>2 受注者は、契約図書に適合する工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。</p> <p><u>3 受注者は、工事監督員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用に基づくこととする。</u></p> <p>4 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板（別添-1）を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、工事監督員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>5 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。</p> <p>6 受注者は、施工に際し、施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに工事監督員へ連絡し、その対応方法等に関して工事監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>7 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>8 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通知するとともに、工事監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。</p> <p>9 受注者は、農政部制定農業土木工事施工管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成・保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で工事監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。なお、農業土木工事施工管理基準が定められていない工種については、工事監督員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。</p>	<p>1-1-24 工事完成検査</p> <p>1 受注者は、契約書第 30 条の規定に基づき、工事完成通知書を工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事完成通知書を工事監督員_____に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-25 でき形部分等検査及び指定部分検査</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-26 中間検査</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-27 部分使用</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-28 施工管理</p> <p>1 受注者は、施工計画書に示した作業手順に従って施工し、施工管理を行わなければならない。</p> <p>2 受注者は、契約図書に適合する工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。</p> <hr/> <p>3 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板（別添-1）を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、工事監督員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>4 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。</p> <p>5 受注者は、施工に際し、施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに工事監督員へ連絡し、その対応方法等に関して工事監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>6 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>7 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通知するとともに、工事監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。</p> <p>8 受注者は、農政部制定農業土木工事施工管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成・保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で工事監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。なお、農業土木工事施工管理基準が定められていない工種については、工事監督員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。</p>	<p>番号の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>”</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-30 履行報告 【省略】</p> <p>1-1-31 使用人等の管理 【省略】</p> <p>1-1-32 工事中の安全確保</p> <p>1 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、<u>令和 5 年 3 月</u>）、土木工事等施工技術安全指針（農林水産省農村振興局整備部長通知、平成 21 年 3 月 30 日）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月）「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、及び JIS A 8972（斜面・法面工事に用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>【省略】</p> <p><u>9 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。</u></p> <p>10 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達平成 4 年 3 月 19 日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室長通達平成 4 年 4 月 14 日）を参考にして、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。また、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示する。</p> <p>【省略】</p> <p>11 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関、並びにライフライン等の施設管理者と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。また、関係者及び関係機関より通知等があった場合は、工事監督員へ報告するものとする。</p> <p>12 受注者は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p>13 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和元年 6 月改正法律第 37 号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>1-1-29 履行報告 【省略】</p> <p>1-1-30 使用人等の管理 【省略】</p> <p>1-1-31 工事中の安全確保</p> <p>1 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、<u>令和 4 年 2 月</u>）、土木工事等施工技術安全指針（農林水産省農村振興局整備部長通知、平成 21 年 3 月 30 日）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月）「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、及び JIS A 8972（斜面・法面工事に用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>【省略】</p> <hr/> <p>9 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達平成 4 年 3 月 19 日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室長通達平成 4 年 4 月 14 日）を参考にして、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。また、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示する。</p> <p>【省略】</p> <p>10 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関、並びにライフライン等の施設管理者と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。また、関係者及び関係機関より通知等があった場合は、工事監督員へ報告するものとする。</p> <p>11 受注者は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p>12 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和元年 6 月改正法律第 37 号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正 字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>14 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に融雪、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。</p> <p>15 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。</p> <p>16 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し工事監督員に報告しなければならない。</p> <p>17 受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、工事監督員に報告し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>18 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに工事監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。</p> <p>19 受注者は、トンネル工事等において、調査設計段階で可燃性ガスの存在が認められない場合でも、地質構造的に可燃性ガスが胚胎する可能性がある場合は、微量の可燃性ガスが湧出する可能性があることを十分認識すること。</p> <p>20 受注者は、トンネル工事等において、可燃性ガスの測定値が通常の施工状態で検出下限値以下であっても、可燃性ガスの湧出がないことを必ずしも意味しないことから、地質構造が前項に該当する場合は慎重に判断すること。</p> <p>21 受注者は、可燃性ガスが湧出する若しくは湧出する可能性があるトンネル工事等において、冬期休工等の解除時に以下の各号の規定によらなければならない。</p>	<p>13 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に融雪、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。</p> <p>14 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。</p> <p>15 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し工事監督員に報告しなければならない。</p> <p>16 受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、工事監督員に報告し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>17 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに工事監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。</p> <p>18 受注者は、トンネル工事等において、調査設計段階で可燃性ガスの存在が認められない場合でも、地質構造的に可燃性ガスが胚胎する可能性がある場合は、微量の可燃性ガスが湧出する可能性があることを十分認識すること。</p> <p>19 受注者は、トンネル工事等において、可燃性ガスの測定値が通常の施工状態で検出下限値以下であっても、可燃性ガスの湧出がないことを必ずしも意味しないことから、地質構造が前項に該当する場合は慎重に判断すること。</p> <p>20 受注者は、可燃性ガスが湧出する若しくは湧出する可能性があるトンネル工事等において、冬期休工等の解除時に以下の各号の規定によらなければならない。</p>	<p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>
<p>【省略】</p> <p>22 受注者は、地上・地下の既設公共施設の被害防止について、工事着手前に既設公共施設（電気、通信、水道等）の確認を行い、有る無しに関わらず、速やかに施設管理者と協議し、施設に影響が予測される場合は、施設管理者の指示を受け、その必要な保安処置を施さなければならない。なお、NTT通信設備に関しては協議後に工事標識に協議済シールを貼ること。</p> <p>また、施工計画書には、施設管理者との協議、指示内容及び保安処置について、具体的に記載し、工事監督員に提出することとし、事故防止のため保安処置を講じた後でなければ、工事に着手してはならない。</p> <p>23 地下埋設物の確認に関する様式は北海道農政部事業調整課のホームページに公表されているので、参考とすること。</p> <p>(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nn-koji/sekkei-hp/sek-top.htm)</p>	<p>【省略】</p> <p>21 受注者は、地上・地下の既設公共施設の被害防止について、工事着手前に既設公共施設（電気、通信、水道等）の確認を行い、有る無しに関わらず、速やかに施設管理者と協議し、施設に影響が予測される場合は、施設管理者の指示を受け、その必要な保安処置を施さなければならない。なお、NTT通信設備に関しては協議後に工事標識に協議済シールを貼ること。</p> <p>また、施工計画書には、施設管理者との協議、指示内容及び保安処置について、具体的に記載し、工事監督員に提出することとし、事故防止のため保安処置を講じた後でなければ、工事に着手してはならない。</p> <p>22 地下埋設物の確認に関する様式は北海道農政部事業調整課のホームページに公表されているので、参考とすること。</p> <p>(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nn-koji/sekkei-hp/sek-top.htm)</p>	<p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>
<p>1-1-33 爆発及び火災の防止</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-34 後片付け</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-35 事故報告書</p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-32 爆発及び火災の防止</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-33 後片付け</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-34 事故報告書</p> <p>【省略】</p>	<p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-36 環境対策</p> <p>1 受注者は、工事における環境負荷の低減のため、施工計画及び工事の実施の各段階において十分検討し、次の項目に配慮し周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>3 受注者は、騒音、振動を防止することにより住民等の生活環境を保全する必要があると認められる区域で工事を実施する場合については、設計図書、関係法令及び対象工事区域における条例によるもののほか、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参次官通達、昭和62年3月30日改正）の規定の適用を原則とする。</p> <p><u>低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</u></p> <p>【省略】</p> <p>5 受注者は、環境への影響が予知される場合、または発生した場合は、直ちに工事監督員に報告し、工事監督員の指示があればそれに従わなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、1-1-40 官公庁への手続き等第6項～7項の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-37 文化財の保護</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-38 交通安全管理</p> <p>1. <u>一般事項</u></p> <p>受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは、汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に<u>工事公害による</u>損害を及ぼした場合は、契約書第27条によって処置するものとする。</p> <p><u>2. 輸送災害の防止</u></p> <p>受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>1-1-35 環境対策</p> <p>1 受注者は、工事における環境負荷の低減のため、施工計画及び工事の実施の各段階において十分検討し、次の項目に配慮し周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>3 受注者は、騒音、振動を防止することにより住民等の生活環境を保全する必要があると認められる区域で工事を実施する場合については、設計図書、関係法令及び対象工事区域における条例によるもののほか、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参次官通達、昭和62年3月30日改正）の規定の適用を原則とする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>【省略】</p> <p>5 受注者は、環境への影響が予知される場合、または発生した場合は、直ちに工事監督員に報告し、工事監督員の指示があればそれに従わなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、1-1-39 官公庁への手続き等第6項～7項の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-36 文化財の保護</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-37 交通安全管理</p> <p>1. <u>交通安全管理</u></p> <p>1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは、汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に_____損害を及ぼした場合は、契約書第27条によって処置するものとする。</p> <hr/> <p>2 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>番号の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正 字句の改正 番号の削除</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加 番号の削除</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>3. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）建設省道路局国道 第一課通知 昭和47年2月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p> <p>受注者は、一般交通の用に供している路面を常に良好な状態に保つよう維持するものとし砂利道の場合の維持用砂利の粒径は40mm以下とする。</p> <p>4. 工事中道路の維持管理</p> <p>受注者は、設計図書において指定された工事中道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事中道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>5. 施工計画書</p> <p>受注者は、指定された工事中道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>6. 工事中道路使用の責任</p> <p>発注者が工事中道路に指定するもの以外の工事中道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>7. 工事中道路共用時の処置</p> <p>受注者は、設計図書に他の受注者と工事中道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する工事の受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>8. 公衆交通の確保</p> <p>公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により 建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p>	<p>受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）建設省道路局国道 第一課通知 昭和47年2月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p> <p>受注者は、一般交通の用に供している路面を常に良好な状態に保つよう維持するものとし砂利道の場合の維持用砂利の粒径は40mm以下とする。</p> <p>受注者は、設計図書において指定された工事中道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事中道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>受注者は、指定された工事中道路の使用開始前に当該工事の新設、改良、維持、管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、 標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>発注者が工事中道路に指定するもの以外の工事中道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>受注者は、設計図書に他の受注者と工事中道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する工事の受注者と綿密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により 交通誘導警備員を配置しないで建設作業を中断するときには、 一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p>	<p>字句の追加 番号の削除 字句の改正 字句の改正</p> <p>番号の削除</p> <p>字句の追加 番号の削除</p> <p>字句の追加 番号の削除及び 字句の改正 字句の追加</p> <p>字句の追加 番号の削除</p> <p>字句の追加 番号の削除 字句の改正</p> <p>字句の追加 番号の削除 字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>11. 交通規制等</p> <p><u>(1) 受注者は、道路の一部の車線または4車線以上の道路においてその一部の車線通行の禁止をする場合、禁止区間の延長は改良工事については、1区間の施工延長は、土砂、資材、器具等の置場を含めて、市街部では200m以内、郊外部では400m以内を標準とする。舗装工事に当たっては1日の工程の範囲とし、その他工事については、これに準ずるものとする。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、2車線道路での片側通行禁止等の区間を設けた場合には、交通誘導警備員の配置、信号機の設置その他適当な方法により交通整理を行って、常に円滑な交通の確保に努めなければならない。</u></p> <p><u>(3) 受注者は、通行禁止を行う場合は、原則としてまわり道を設けなければならない。なお、通行禁止区間であっても、区域内居住者のために必要と認められる交通は必ず確保するとともに火災、その他の急を要する事態の発生に対し速やかに対処できるよう措置しておかなければならない。</u></p> <p><u>(4) 交通規制の期間は必要最小限にとどめるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(5) 受注者は、踏切、スクールゾーンなど、事故が人命に重大な影響を及ぼす区間に、交通誘導警備員等を配置し、交通の安全と円滑を図るものとする。</u></p>	<p>2. 交通規制等</p> <p><u>1 受注者は、道路の一部の車線または4車線以上の道路においてその一部の車線通行の禁止をする場合、禁止区間の延長は改良工事については、1区間の施工延長は、土砂、資材、器具等の置場を含めて、市街部では200m以内、郊外部では400m以内を標準とする。舗装工事に当たっては1日の工程の範囲とし、その他工事については、これに準ずるものとする。</u></p> <p><u>2 受注者は、2車線道路での片側通行禁止等の区間を設けた場合には、交通誘導警備員の配置、信号機の設置その他適当な方法により交通整理を行って、常に円滑な交通の確保に努めなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、通行禁止を行う場合は、原則としてまわり道を設けなければならない。なお、通行禁止区間であっても、区域内居住者のために必要と認められる交通は必ず確保するとともに火災、その他の急を要する事態の発生に対し速やかに対処できるよう措置しておかなければならない。</u></p> <p><u>4 交通規制の期間は必要最小限にとどめるよう努めなければならない。</u></p>	<p>番号の改正</p> <p>”</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>字句の追加</p>
<p>12. 交通誘導警備員の資格</p> <p>現道に係わる工事現場においては、交通誘導警備業務は原則として、警備業者の交通誘導警備員が行わなければならない。</p> <p>受注者は、市街地（人口集中地区 <u>(DID 地区) 及びこれに準じる</u> 地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場において、交通誘導警備員を配置する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>3. 交通誘導警備員の資格</p> <p>現道に係わる工事現場においては、交通誘導警備業務は原則として、警備業者の交通誘導警備員が行わなければならない。</p> <p>受注者は、市街地（人口集中地区 <u>及び準人口集中</u> 地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場において、交通誘導警備員を配置する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>番号の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>13. 作業区域の標示等</p> <p><u>受注者は、<u>工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。</u></u></p>	<p>4. 海上交通</p> <p><u>1 受注者は、<u>作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合は、作業区域への航行船舶の進入等を十分注意し、事故防止に努めなければならない。</u></u></p>	<p>字句の改正</p> <p>番号の削除及び、字句の追加、改正</p>
<p>14. 水中落下支障物の処置</p> <p><u>受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす<u>おそれのある物体</u>を水中に落とした場合、<u>直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び工事監督員へ連絡しなければならない。</u></u></p>	<p><u>2 受注者は、船舶の航行等に支障をきたす<u>ような物体</u>を海中に落とした場合は、<u>直ちに取除くか、または標識を設置して危険箇所を明示し、関係官公署に報告しなければ</u>ならない。</u></p>	<p>字句の追加</p> <p>番号の削除及び、字句の追加、改正</p>
<p>15. 作業船舶機械故障時の処理</p> <p><u>受注者は、<u>作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じ</u>なければならない。なお、故障により二次災害を招く<u>おそれがある場合は、直ちに</u>緊急の措置を講じ、関係機関に通報及び工事監督員へ連絡しなければならない。</u></p>	<p><u>3 受注者は、<u>航行中作業船舶が事故または故障を起こした場合は、速やかに適切な措置を講じ関係官公署に報告し</u>なければならない。</u></p>	<p>字句の追加</p> <p>番号及び字句の追加、削除、改正</p>
<p>16. 水上輸送</p> <p><u>工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</u></p>	<p>”</p>	<p>字句の追加</p> <p>”</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>17. 児童の安全対策</p> <p><u>(1)</u> 受注者は、工事現場付近に児童に関する施設があつて児童がしばしば工事現場を通行する場合には、教育機関（小学校、幼稚園、保育所等）に依頼して児童に注意を喚起しなければならない。</p> <p><u>(2)</u> 床掘部等は、原則として滞水の状態にしてはならない。床掘部等が滞水の状態になった場合は、速やかに安全対策の処置を行わなければならない。児童の通行する場合での床掘部等の危険箇所については、必要に応じ覆工板、網または柵を設置するなどして事故防止に努めること。</p> <p>18. 老人または、身体障害者対策</p> <p>受注者は、老人または、身体障害者などがしばしば通行する場合には、通行に支障のない通路を確保しなければならない。</p> <p>19. 不法無線局及び無線局の運用違反对策</p> <p>受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（無免許、外国規格の無線機の使用など）の開設、及び無線局の運用違反（アマチュア無線局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。</p>	<p>5. 児童の安全対策</p> <p><u>1</u> 受注者は、工事現場付近に児童に関する施設があつて児童がしばしば工事現場を通行する場合には、教育機関（小学校、幼稚園、保育所等）に依頼して児童に注意を喚起しなければならない。</p> <p><u>2</u> 床掘部等は、原則として滞水の状態にしてはならない。床掘部等が滞水の状態になった場合は、速やかに安全対策の処置を行わなければならない。児童の通行する場合での床掘部等の危険箇所については、必要に応じ覆工板、網または柵を設置するなどして事故防止に努めること。</p> <p>6. 老人または、身体障害者対策</p> <p><u>1</u> 受注者は、老人または、身体障害者などがしばしば通行する場合には、通行に支障のない通路を確保しなければならない。</p> <p>7. 不法無線局及び無線局の運用違反对策</p> <p><u>1</u> 受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（無免許、外国規格の無線機の使用など）の開設、及び無線局の運用違反（アマチュア無線局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。</p>	<p>番号の改正 ”</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正 番号の削除</p> <p>番号の改正 番号の削除</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-39 諸法令の遵守</p>	<p>1-1-38 諸法令の遵守</p>	<p>番号の改正</p>
<p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用については受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p>	<p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用については受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p>	
<p>(1) 地方自治法 (令和 4 年 12 月改正 法律第 101 号)</p>	<p>(1) 地方自治法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 54 号)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(2) 建設業法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 48 号)</p>	<p>(2) 建設業法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 48 号)</p>	
<p>(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)</p>	<p>(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)</p>	
<p>(4) 労働基準法 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)</p>	<p>(4) 労働基準法 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)</p>	
<p>(5) 労働安全衛生法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)</p>	<p>(5) 労働安全衛生法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)</p>	
<p>(6) 作業環境測定法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)</p>	<p>(6) 作業環境測定法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)</p>	
<p>(7) じん肺法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)</p>	<p>(7) じん肺法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)</p>	
<p>(8) 雇用保険法 (令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)</p>	<p>(8) 雇用保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 58 号)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(9) 労働者災害補償保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)</p>	<p>(9) 労働者災害補償保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)</p>	
<p>(10) 健康保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)</p>	<p>(10) 健康保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)</p>	
<p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)</p>	<p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)</p>	
<p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)</p>	<p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 69 号)</p>	<p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 69 号)</p>	
<p>(14) 道路法 (令和 3 年 3 月改正 法律第 49 号)</p>	<p>(14) 道路法 (令和 3 年 3 月改正 法律第 49 号)</p>	
<p>(15) 道路交通法 (令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号)</p>	<p>(15) 道路交通法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 52 号)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(16) 道路運送法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 36 号)</p>	<p>(16) 道路運送法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 36 号)</p>	
<p>(17) 道路運送車両法 (令和 4 年 3 月改正 法律第 4 号)</p>	<p>(17) 道路運送車両法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(18) 砂防法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)</p>	<p>(18) 砂防法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)</p>	
<p>(19) 地すべり等防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)</p>	<p>(19) 地すべり等防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)</p>	
<p>(20) 河川法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 31 号)</p>	<p>(20) 河川法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 31 号)</p>	
<p>(21) 海岸法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)</p>	<p>(21) 海岸法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)</p>	
<p>(22) 港湾法 (令和 4 年 3 月改正 法律第 7 号)</p>	<p>(22) 港湾法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 49 号)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(23) 港則法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)</p>	<p>(23) 港則法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)</p>	
<p>(24) 漁港漁場整備法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)</p>	<p>(24) 漁港漁場整備法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)</p>	
<p>(25) 下水道法 (令和 4 年 5 月改正 法律第 44 号)</p>	<p>(25) 下水道法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 31 号)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(26) 航空法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号)</p>	<p>(26) 航空法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 65 号)</p>	<p>”</p>
<p>(27) 公有水面埋立法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)</p>	<p>(27) 公有水面埋立法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)</p>	
<p>(28) 軌道法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)</p>	<p>(28) 軌道法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)</p>	
<p>(29) 森林法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)</p>	<p>(29) 森林法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)</p>	
<p>(30) 環境基本法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)</p>	<p>(30) 環境基本法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)</p>	
<p>(31) 火薬類取締法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)</p>	<p>(31) 火薬類取締法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)</p>	
<p>(32) 大気汚染防止法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 39 号)</p>	<p>(32) 大気汚染防止法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 39 号)</p>	
<p>(33) 騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)</p>	<p>(33) 騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)</p>	
<p>(34) 水質汚濁防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)</p>	<p>(34) 水質汚濁防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)</p>	

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	
(36) 振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(36) 振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(38) 文化財保護法 (令和 3 年 4 月改正 法律第 22 号)	(38) 文化財保護法 (令和 3 年 4 月改正 法律第 22 号)	
(39) 砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	(39) 砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	
(40) 電気事業法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 74 号)	(40) 電気事業法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 49 号)	字句の改正
(41) 消防法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	(41) 消防法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	
(42) 測量法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(42) 測量法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(43) 建築基準法 (令和 4 年 5 月改正 法律第 55 号)	(43) 建築基準法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)	字句の改正
(44) 都市公園法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	(44) 都市公園法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	
(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	
(46) 土壌汚染対策法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(46) 土壌汚染対策法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	
(47) 駐車場法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	(47) 駐車場法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	
(48) 海上交通安全法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)	(48) 海上交通安全法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)	
(49) 海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)	(49) 海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)	
(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)	
(51) 船員法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)	(51) 船員法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)	
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号)	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号)	
(53) 船舶安全法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)	(53) 船舶安全法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)	
(54) 自然環境保全法 (平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号)	(54) 自然環境保全法 (平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号)	
(55) 自然公園法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号)	(55) 自然公園法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号)	
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	
(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	
(58) 河川法施行法 抄 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	(58) 河川法施行法 抄 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	
(59) 技術士法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(59) 技術士法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(60) 漁業法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 47 号)	(60) 漁業法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 47 号)	
(61) 空港法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号)	(61) 空港法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	字句の改正
(62) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(62) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(63) 厚生年金保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)	(63) 厚生年金保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)	
(64) 航路標識法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)	(64) 航路標識法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)	
(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和 4 年 5 月改正 法律第 46 号)	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	字句の改正
(66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)	(66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)	
(67) 職業安定法 (令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)	(67) 職業安定法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	字句の改正
(68) 所得税法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 71 号)	(68) 所得税法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	”
(69) 水産資源保護法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	(69) 水産資源保護法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	
(70) 船員保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)	(70) 船員保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)	
(71) 著作権法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 52 号)	(71) 著作権法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 52 号)	
(72) 電波法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 70 号)	(72) 電波法 (令和 3 年 3 月改正 法律第 19 号)	字句の改正

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-46 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>3 受注者は、下請を含む雇用労働者に必要な建設業退職金共済証紙を購入し、発注者に、その掛金収納書を提出すること。なお、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識掲示を行うこと。 <u>また、工事完成時後、速やかに建設業退職金共済証紙貼付実績書を作成し、工事監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>1-1-47 法定外の労災保険の付保 【省略】</p> <p>1-1-48 社内検査 【省略】</p> <p>1-1-49 臨機の措置 【省略】</p> <p>1-1-50 道産資材の優先使用 【省略】</p> <p>1-1-51 環境物品等の使用 【省略】</p> <p>1-1-52 季節労働者等の雇用 【省略】</p> <p>1-1-53 技能士の積極的活用 【省略】</p> <p>1-1-54 起終点杭または竣功杭の設置 【省略】</p> <p>1-1-55 工事特性・創意工夫・社会性等 【省略】</p> <p>1-1-56 特定外来生物（植物）について 【省略】</p> <p>1-1-57 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応 【省略】</p> <p>1-1-58 病害虫の感染予防対策 【省略】</p> <p>1-1-59 口蹄疫等侵入防止対策 【省略】</p>	<p>1-1-45 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>3 受注者は、下請を含む雇用労働者に必要な建設業退職金共済証紙を購入し、発注者に、その掛金収納書を提出すること。なお、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識掲示を行うこと。</p> <hr/> <p>1-1-46 法定外の労災保険の付保 【省略】</p> <p>1-1-47 社内検査 【省略】</p> <p>1-1-48 臨機の措置 【省略】</p> <p>1-1-49 道産資材の優先使用 【省略】</p> <p>1-1-50 環境物品等の使用 【省略】</p> <p>1-1-51 季節労働者等の雇用 【省略】</p> <p>1-1-52 技能士の積極的活用 【省略】</p> <p>1-1-53 起終点杭または竣功杭の設置 【省略】</p> <p>1-1-54 工事特性・創意工夫・社会性等 【省略】</p> <p>1-1-55 特定外来生物（植物）について 【省略】</p> <p>1-1-56 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応 【省略】</p> <p>1-1-57 病害虫の感染予防対策 【省略】</p> <p>1-1-58 口蹄疫等侵入防止対策 【省略】</p>	<p>番号の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-61 土木工事における受発注者の業務効率化の実施(工事書類減量化) 【省略】</p> <p>1-1-62 ワンデーレスポンス</p> <p><u>1 ワンデーレスポンスは、受注者が工事現場において発生する諸問題に対し、工事監督員が迅速な対応を実現し、適切な工程管理に資することを目的とする。</u> <u>ワンデーレスポンスは、以下の事例を参考に実施するものとする。</u></p> <p><u>① 問題を未然に防ぐために確認すべき事例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・回答が遅れる事により致命的な工程の遅延が想定される場合</u> <p><u>② 早急に発注者の判断を得たい事例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・地元住民や地権者とのトラブル</u> <u>・工事の進捗に支障をきたす設計図書と現場状況の不符合</u> <u>・新たな支障物件の発見</u> <u>・関係機関と発注者の協議事項の進捗状況</u> <u>・大幅な変更（工法、工事区域、工種等）が想定される場合</u> <u>・現地の地形、地質と設計図書が異なるため、構造計算の確認が必要となる場合</u> <p><u>2 受注者は、工事施工中に発生する諸問題に対し、工事監督員へ質問、指示依頼を行う場合は、依頼内容を打合簿または電子メール等に記載するとともに、作業内容や工程等を検討した資料を添付し、回答期限を記載し、工事監督員と協議すること。</u> <u>また、打合簿または電子メール等に「ワンデーレスポンス案件」と記載すること。</u></p> <p><u>3 受注者からの、質問、指示依頼を受けた工事監督員は、受注者から受けた報告内容や依頼された回答期限を検討したうえで、回答日を決定し通知する。</u> <u>なお、回答日は「依頼日」または「依頼日の翌日」の回答を基本とする。（「依頼日の翌日」が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。）</u></p> <p><u>4 発注者は、「依頼日」または「依頼日の翌日」の回答が困難な場合は、受注者に確認のうえ回答日を予告するなど、適切な工程管理が可能となるよう通知する。予告した回答日を超過する場合は、速やかに受注者に新たな回答日を通知するものとする。</u></p> <p>1-1-63 労働環境改善の取組</p> <p><u>1 発注者・受注者双方の労働環境改善に向けて、発注者は災害対応などの非常時等を除き以下の取組を行っているので、受注者も賛同されたい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 翌月曜日を期限とした依頼を金曜日に行わない。</u> <u>(2) 昼休み時間や17時以降の打合せを行わない。</u> <p>1-1-64 情報化施工技術の活用について 【省略】</p> <p>1-1-65 北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進 【省略】</p>	<p>1-1-60 土木工事における受発注者の業務効率化の実施(工事書類減量化) 【省略】</p> <p>1-1-61 ワンデーレスポンス</p> <p><u>受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合には、監督職員への質問、指示依頼と併せて、作業内容や工程等を検討して、いつまでに回答が必要かを、速やかに工事施工協議簿若しくは電子メール文にて監督職員へ報告すること。</u> <u>また、効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施することがある。</u></p> <p><u>[追加]</u></p> <p>1-1-62 情報化施工技術の活用について 【省略】</p> <p>1-1-63 北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進 【省略】</p>	<p>番号の改正</p> <p>番号の改正 内容の改正</p> <p>項目の追加</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>

改 正	現 行	備 考																																																																																																																														
<p>第2節 積算に係る諸経費等の調整・補正関係</p> <p>1-2-1 現場環境改善について 【省略】</p> <p>別添-1 工事標識および起終点杭・竣功杭の設置方法 【省略】</p> <p>別添-3 打合簿</p> <p style="text-align: center;">打 合 簿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(工事監督員)</p> <p style="text-align: center;">総括監督員 主任監督員 監 督 員</p> <p style="text-align: center;">(受注者)</p> <p>工事名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">発 議 者</td> <td><input type="checkbox"/>発注者 <input type="checkbox"/>受注者</td> </tr> <tr> <td>発議事項</td> <td><input type="checkbox"/>協議 <input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>指示 <input type="checkbox"/>提出 <input type="checkbox"/>報告 <input type="checkbox"/>通知 <input type="checkbox"/>その他()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">件 名</td> <td style="text-align: center;">内 容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">処 理 者</td> <td> 上記について <input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>受理 <input type="checkbox"/>通知 <input type="checkbox"/>指示 <input type="checkbox"/>提示 <input type="checkbox"/>その他()します <input type="checkbox"/>回答予定日を設定します。回答予定日： 年 月 日 【回答】 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">回 答 者</td> <td> 上記について <input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>協議 <input type="checkbox"/>報告 <input type="checkbox"/>提出 <input type="checkbox"/>届出 <input type="checkbox"/>その他()します <input type="checkbox"/>回答予定日を設定します。回答予定日： 年 月 日 【回答】 </td> </tr> </table> <p>備考 打合せ毎に別葉とする。 【省略】</p>	発 議 者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議事項	<input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他()	件 名	内 容	処 理 者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提示 <input type="checkbox"/> その他()します <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。回答予定日： 年 月 日 【回答】	回 答 者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()します <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。回答予定日： 年 月 日 【回答】	<p>第2節 積算に係る諸経費等の調整・補正関係</p> <p>1-2-1 現場環境改善について 【省略】</p> <p>別添-1 工事標識および起終点杭・竣功杭の設置方法 【省略】</p> <p>別添-3 工事施工協議簿</p> <p>様式-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2">指示 承諾 協議 報告</td> <td>役職等</td> <td>課 長 出張所長</td> <td>専門員 次 長</td> <td>係 長 主 査</td> <td>総 括 監督員</td> <td>主 任 監督員</td> <td>監督員</td> <td>主任 技術者</td> <td>現 場 代理人</td> </tr> <tr> <td>署名等</td> <td>必要に 応じて</td> <td>必要に 応じて</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">指示 (改善) 協議 (概数確定) 改造請求及び破壊検査等 指示 協議</td> <td>役職等</td> <td>課 長 出張所長</td> <td>専門員 次 長</td> <td>係 長 主 査</td> <td>総 括 監督員</td> <td>主 任 監督員</td> <td>監督員</td> <td>会社の 責任者</td> <td>主任 技術者</td> </tr> <tr> <td>署名等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">工 事 名</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 10%;">協議簿通し番号</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>受注者名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>当該協議月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td>前回協議月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>記載者</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">内 容</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">協 議 事 項</td> <td colspan="3" style="border: none;">.....</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合 意 事 項</td> <td colspan="3" style="border: none;">.....</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border: none;">.....</td> </tr> </table> <p>【省略】</p>	指示 承諾 協議 報告	役職等	課 長 出張所長	専門員 次 長	係 長 主 査	総 括 監督員	主 任 監督員	監督員	主任 技術者	現 場 代理人	署名等	必要に 応じて	必要に 応じて							指示 (改善) 協議 (概数確定) 改造請求及び破壊検査等 指示 協議	役職等	課 長 出張所長	専門員 次 長	係 長 主 査	総 括 監督員	主 任 監督員	監督員	会社の 責任者	主任 技術者	署名等									工 事 名		協議簿通し番号		受注者名				当該協議月日	年 月 日	前回協議月日	年 月 日	記載者	内 容			協 議 事 項			合 意 事 項			<p>様式の改正</p>
発 議 者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者																																																																																																																															
発議事項	<input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他()																																																																																																																															
件 名	内 容																																																																																																																															
処 理 者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提示 <input type="checkbox"/> その他()します <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。回答予定日： 年 月 日 【回答】																																																																																																																															
回 答 者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()します <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。回答予定日： 年 月 日 【回答】																																																																																																																															
指示 承諾 協議 報告	役職等	課 長 出張所長	専門員 次 長	係 長 主 査	総 括 監督員	主 任 監督員	監督員	主任 技術者	現 場 代理人																																																																																																																							
	署名等	必要に 応じて	必要に 応じて																																																																																																																													
指示 (改善) 協議 (概数確定) 改造請求及び破壊検査等 指示 協議	役職等	課 長 出張所長	専門員 次 長	係 長 主 査	総 括 監督員	主 任 監督員	監督員	会社の 責任者	主任 技術者																																																																																																																							
	署名等																																																																																																																															
工 事 名		協議簿通し番号																																																																																																																														
受注者名																																																																																																																																
当該協議月日	年 月 日	前回協議月日	年 月 日																																																																																																																													
記載者	内 容																																																																																																																															
協 議 事 項																																																																																																																															
																																																																																																																															
																																																																																																																															
																																																																																																																															
																																																																																																																															
																																																																																																																															
																																																																																																																															
																																																																																																																															
																																																																																																																															
																																																																																																																															
合 意 事 項																																																																																																																															
																																																																																																																															
																																																																																																																															
																																																																																																																															
																																																																																																																															
																																																																																																																															
																																																																																																																															
																																																																																																																															
																																																																																																																															
																																																																																																																															

新 旧 对 照 表

2 材 料

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第7節 鋼 材</p> <p>2-7-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>2-7-4 鋼 管</p> <p>鋼管は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>JIS G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) 記号 STW</p> <p>JIS G 3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管-第2部:異形管) 記号 F</p> <p>JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) 記号 STK</p> <p>JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) 記号 SGP</p> <p>JIS G 3457 (配管用アーク溶接炭素鋼鋼管) 記号 STPY</p> <hr/> <p>JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管) 記号 STKR</p> <p>WSP A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管) 記号 STW</p> <p>JDPA G 1027 (農業用水用ダクタイトイル鑄鉄管) 記号 DA ~DD</p> <p>2-7-5 鑄鉄品、鑄鋼品及び鍛鋼品</p> <p>鑄鉄品、鑄鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品) 記号 SF</p> <p>JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) 記号 S10C~SC58C、S09CK~S20CK</p> <p>JIS G 5101 (炭素鋼鑄鋼品) 記号 SC</p> <p>JIS G 5102 (溶接構造用鑄鋼品) 記号 SCW</p> <p>JIS G 5111 (構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鑄鋼品) 記号 SCC、SCMn、SCSiMn、SCMnCr SCMnM、SCCrM、SCMnCrM、SCNcrM</p> <p><u>JIS G 5121 (ステンレス鋼鑄鋼品)</u> 記号 <u>SCS</u></p> <p><u>JIS G 5501 (ねずみ鑄鉄品)</u> 記号 <u>FC</u></p> <p>JIS G 5502 (球状黒鉛鑄鉄品) 記号 FCD</p> <p><u>JIS G 5525 (排水用鑄鉄管)</u></p> <p><u>JIS G 5526 (ダクタイトイル鑄鉄管)</u> 記号 <u>D1~4、DS、DPF</u></p> <p><u>JIS G 5527 (ダクタイトイル鑄鉄異形管)</u> 記号 <u>DF</u></p> <p>JIS H 2202 (鑄物用銅合金地金) 記号 CAC</p> <p><u>JDPA G 1027 (農業用水用ダクタイトイル鑄鉄管)</u> 記号 <u>DA~DD</u></p> <p><u>JDPA G 1029 (推進工法用ダクタイトイル鑄鉄管)</u> 記号 <u>D1~D5、DPF</u></p> <p><u>JDPA G 1042 (NS形ダクタイトイル鑄鉄管)</u> 記号 <u>D1、D2、DS</u></p> <p><u>JDPA G 1046 (PN形ダクタイトイル鑄鉄管)</u> 記号 <u>D1~D4</u></p> <p><u>JDPA G 1053-2020 (ALW形ダクタイトイル鑄鉄管)</u> 記号 <u>AL1、AL2、AW</u></p> <p>【省略】</p>	<p>第7節 鋼 材</p> <p>2-7-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>2-7-4 鋼 管</p> <p>鋼管は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>JIS G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) 記号 STW</p> <p>JIS G 3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管-第2部:異形管) 記号 F</p> <p>JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) 記号 STK</p> <p>JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) 記号 SGP</p> <p>JIS G 3457 (配管用アーク溶接炭素鋼鋼管) 記号 STPY</p> <p><u>JIS G 5526 (ダクタイトイル鑄鉄管)</u> 記号 <u>D1~4.5</u></p> <p><u>JIS G 5527 (ダクタイトイル鑄鉄異形管)</u> 記号 <u>DF</u></p> <p>JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管) 記号 STKR</p> <p>WSP A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管) 記号 STW</p> <p>JDPA G 1027 (農業用水用ダクタイトイル鑄鉄管) 記号 DA ~DD</p> <p>2-7-5 鑄鉄品、鑄鋼品及び鍛鋼品</p> <p>鑄鉄品、鑄鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品) 記号 SF</p> <p>JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) 記号 S10C~SC58C、S09CK~S20CK</p> <p>JIS G 5101 (炭素鋼鑄鋼品) 記号 SC</p> <p>JIS G 5102 (溶接構造用鑄鋼品) 記号 SCW</p> <p>JIS G 5111 (構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鑄鋼品) 記号 SCC、SCMn、SCSiMn、SCMnCr SCMnM、SCCrM、SCMnCrM、SCNcrM</p> <hr/> <p>JIS G 5502 (球状黒鉛鑄鉄品) 記号 FCD</p> <hr/> <p>JIS H 2202 (鑄物用銅合金地金) 記号 CAC</p> <hr/> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の削除</p> <p>〃</p> <p>字句の追加</p> <p>〃</p> <p>字句の追加</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>字句の追加</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第10節 瀝青材料</p> <p>2-10-1 一般瀝青材料 【省略】</p> <p>2-10-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令 <u>(令和4年2月改正政令第51号)</u> に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-10-3-1、2、3の規定に適合しているものとする。 【省略】</p> <p>第11節 生芝及びそだ等</p> <p>2-11-1 生芝</p> <p>1 工事で使用する生芝の種類は、設計図書によるものとし、種子配合及び芝生についての品質規格証明書を提出したのち使用すること。なお、設計図書で特に指定されていない場合は、土木工事用の栽培芝（土工用栽培芝）を使用しなければならない。 【省略】</p> <p>7 目串は長さ <u>18 cm</u>程度の竹、柳、または割木で折れにくいものとする。 生芝の寸法及び使用量は、下表を標準とする。 【省略】</p>	<p>第10節 瀝青材料</p> <p>2-10-1 一般瀝青材料 【省略】</p> <p>2-10-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令 _____ に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-10-3-1、2、3の規定に適合しているものとする。 【省略】</p> <p>第11節 生芝及びそだ等</p> <p>2-11-1 生芝</p> <p>1 工事で使用する生芝の種類は、設計図書によるものとし、種子配合及び芝生についての品質規格証明書を提出したのち使用すること。なお、設計図書で特に指定されていない場合は、土木工事用の栽培芝（土工用栽培芝）を使用しなければならない。 【省略】</p> <p>7 目串は長さ <u>20 cm</u>程度の竹、柳、または割木で折れにくいものとする。 生芝の寸法及び使用量は、下表を標準とする。 【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第13節 塗 料</p> <p>2-13-1 一般事項 【省略】</p> <p>2-13-3 ダクタイル鑄鉄管塗装 ダクタイル鑄鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。</p> <p>1 直管部</p> <p>内面 JIS A 5314 (ダクタイル鑄鉄管モルタルライニング) <u>JIS A 5528</u> (エポキシ樹脂粉体塗装) <u>JWWA K 135</u> (液状エポキシ樹脂塗装) <u>JWWA K 137</u> (無溶剤形エポキシ樹脂塗装)</p> <p>外面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 113 (水道用ダクタイル鑄鉄管)</p> <p>2 異形管部</p> <p>内面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管) <u>JIS A 5528</u> (エポキシ樹脂粉体塗装) <u>JWWA K 135</u> (液状エポキシ樹脂塗装) <u>JWWA K 137</u> (無溶剤形エポキシ樹脂塗装)</p> <p>外面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管)</p> <p>3 継手部</p> <p>JWWA K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管) <u>JIS A 5528</u> (エポキシ樹脂粉体塗装) <u>JWWA K 135</u> (液状エポキシ樹脂塗装) <u>JWWA K 137</u> (無溶剤形エポキシ樹脂塗装)</p> <p>【省略】</p>	<p>第13節 塗 料</p> <p>2-13-1 一般事項 【省略】</p> <p>2-13-3 ダクタイル鑄鉄管塗装 ダクタイル鑄鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。</p> <p>1 直管部</p> <p>内面 JIS A 5314 (ダクタイル鑄鉄管モルタルライニング) _____ _____ _____</p> <p>外面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 113 (水道用ダクタイル鑄鉄管)</p> <p>2 異形管部</p> <p>内面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管) _____ _____ _____</p> <p>外面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管) _____ _____ _____</p> <p>3 継手部</p> <p>JWWA K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管) _____ _____ _____</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の追加</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p></p> <p>字句の追加</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p></p> <p>字句の追加</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第15節 その他</p> <p>2-15-1 コンクリート接着剤（エポキシ系樹脂） 【省略】</p> <p>2-15-2 合成樹脂製品 合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) (2) JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管) (3) JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手) (4) JIS K 6745 (プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板) (5) JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管) (6) JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管) (7) JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板) (8) JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート) (9) JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管) (10) JIS A 5350 (強化プラスチック複合管) (11) JWVA K 129 水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP, VP) (12) JWVA K 130 水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手(HIVP, VP) (13) FRPM K 111 (強化プラスチック複合管内圧管) <u>(14) FRPM K 111L (強化プラスチック複合管内挿用内圧管)</u> <u>(15) JIS K 9797 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管)</u> <u>(16) JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管)</u> 【省略】</p>	<p>第15節 その他</p> <p>2-15-1 コンクリート接着剤（エポキシ系樹脂） 【省略】</p> <p>2-15-2 合成樹脂製品 合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) (2) JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管) (3) JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手) (4) JIS K 6745 (プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板) (5) JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管) (6) JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管) (7) JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板) (8) JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート) (9) JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管) (10) JIS A 5350 (強化プラスチック複合管) (11) JWVA K 129 水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP, VP) (12) JWVA K 130 水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手(HIVP, VP) (13) FRPM K 111 (強化プラスチック複合管内圧管) <u>(14) JIS K 9797 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管)</u> <u>(15) JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管)</u> 【省略】</p>	<p>字句の追加 番号の改正 ”</p>

新 旧 対 照 表

改 正		現 行			備 考																																																																																																																					
<p>2-15-10 かごマット</p> <p>1 かごマットの線材は次の品質及び規格を満足するものでなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>2 線材の品質は、生産過程での管理試験成績及び、公的試験機関等による品質試験結果を用いて、適切に管理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-15-10-2 品質及び規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験場所</th> <th>試験項目</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">メッキ工場</td> <td>線径</td> <td>$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>ねじり特性</td> <td>JIS G 3547の4.3</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>巻付け性</td> <td>線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>アルミ10%以上 亜鉛90%以下</td> <td>原子吸光分析法 または ICP 発光分析法</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>300g/m²以上</td> <td>JIS H 0401 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">公的機関</td> <td>線径</td> <td>$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> <td>JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>アルミ10%以上 亜鉛90%以下</td> <td>原子吸光分析法 または ICP 発光分析法</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>300g/m²以上</td> <td>JIS H 0401 準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">摩擦抵抗 (蓋材のみ)</td> <td>短期性能型 摩擦係数0.90以上</td> <td>面的摩擦試験 または 線的摩擦試験</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>長期性能型 摩擦係数0.90以上 (初期摩耗後)</td> <td>線材摩耗試験後の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験後の 面的摩擦試験</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕 1巻線とは、工場における製造単位をいい約1tとする。</p> <p>〔注2〕 () 書きは30cm規格、[] 書きは50cm規格</p> <p>〔注3〕 <u>メッキ鉄線以外の鉄線についても、鉄線籠型基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明にて設定された試験項目、基準値、試験方法、試験の頻度により、品質確認試験を行うものとする。</u></p> <p>【省略】</p>		試験場所	試験項目	規格値	試験方法	試験の頻度	メッキ工場	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	メッキ成分	アルミ10%以上 亜鉛90%以下	原子吸光分析法 または ICP 発光分析法	5巻線に1回	メッキ付着量	300g/m ² 以上	JIS H 0401 準拠	5巻線に1回	公的機関	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回	メッキ成分	アルミ10%以上 亜鉛90%以下	原子吸光分析法 または ICP 発光分析法	200巻線に1回	メッキ付着量	300g/m ² 以上	JIS H 0401 準拠	200巻線に1回	摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数0.90以上	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	200巻線に1回	長期性能型 摩擦係数0.90以上 (初期摩耗後)	線材摩耗試験後の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験後の 面的摩擦試験	200巻線に1回	<p>2-15-10 かごマット</p> <p>1 かごマットの線材は次の品質及び規格を満足するものでなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>2 線材の品質は、生産過程での管理試験成績及び、公的試験機関等による品質試験結果を用いて、適切に管理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-15-10-2 品質及び規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験場所</th> <th>試験項目</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">メッキ工場</td> <td>線径</td> <td>$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>ねじり特性</td> <td>JIS G 3547の4.3</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>巻付け性</td> <td>線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>アルミ10%以上 亜鉛90%以下</td> <td>原子吸光分析法 または ICP 発光分析法</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>300g/m²以上</td> <td>JIS H 0401 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">公的機関</td> <td>線径</td> <td>$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>アルミ10%以上 亜鉛90%以下</td> <td>原子吸光分析法 または ICP 発光分析法</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>300g/m²以上</td> <td>JIS H 0401 準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕 1巻線とは、工場における製造単位をいい約1tとする。</p> <p>〔注2〕 () 書きは30cm規格、[] 書きは50cm規格</p> <p>【省略】</p>			試験場所	試験項目	規格値	試験方法	試験の頻度	メッキ工場	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	メッキ成分	アルミ10%以上 亜鉛90%以下	原子吸光分析法 または ICP 発光分析法	5巻線に1回	メッキ付着量	300g/m ² 以上	JIS H 0401 準拠	5巻線に1回	公的機関	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回					メッキ成分	アルミ10%以上 亜鉛90%以下	原子吸光分析法 または ICP 発光分析法	200巻線に1回	メッキ付着量	300g/m ² 以上	JIS H 0401 準拠	200巻線に1回									<p>表内、字句の追加</p> <p>字句の追加</p>
試験場所	試験項目	規格値	試験方法	試験の頻度																																																																																																																						
メッキ工場	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																						
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																						
	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																						
	巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																						
	メッキ成分	アルミ10%以上 亜鉛90%以下	原子吸光分析法 または ICP 発光分析法	5巻線に1回																																																																																																																						
	メッキ付着量	300g/m ² 以上	JIS H 0401 準拠	5巻線に1回																																																																																																																						
公的機関	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																																						
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																																						
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回																																																																																																																						
	メッキ成分	アルミ10%以上 亜鉛90%以下	原子吸光分析法 または ICP 発光分析法	200巻線に1回																																																																																																																						
	メッキ付着量	300g/m ² 以上	JIS H 0401 準拠	200巻線に1回																																																																																																																						
	摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数0.90以上	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	200巻線に1回																																																																																																																						
		長期性能型 摩擦係数0.90以上 (初期摩耗後)	線材摩耗試験後の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験後の 面的摩擦試験	200巻線に1回																																																																																																																						
試験場所	試験項目	規格値	試験方法	試験の頻度																																																																																																																						
メッキ工場	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																						
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																						
	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																						
	巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																						
	メッキ成分	アルミ10%以上 亜鉛90%以下	原子吸光分析法 または ICP 発光分析法	5巻線に1回																																																																																																																						
	メッキ付着量	300g/m ² 以上	JIS H 0401 準拠	5巻線に1回																																																																																																																						
公的機関	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																																						
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																																						
	メッキ成分	アルミ10%以上 亜鉛90%以下	原子吸光分析法 または ICP 発光分析法	200巻線に1回																																																																																																																						
	メッキ付着量	300g/m ² 以上	JIS H 0401 準拠	200巻線に1回																																																																																																																						

新 旧 对 照 表

3 一般施工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成 29 年 11 月）</p> <p>【省略】</p> <p>(10) 建設省 薬液注入工事に係る施工管理について（平成 2 年 9 月） (11) 日本 <u>グラウト</u> 協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成 元年 6 月） (12) 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成 26 年 12 月） (13) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準 <u>（環境省告示第 62 号）</u>（令和 3 年 10 月）</p> <p>【省略】</p> <p>(44) 土木学会 吹き付けコンクリート指針（案）〔のり面編〕（平成 17 年 7 月） (45) 土木学会 コンクリート標準示方書 <u>（規準編）〔2023 年制定〕</u>（令和 5 年 9 月） <u>（46）地盤工学会地山補強土工法設計・施工マニュアル</u>（平成 23 年 8 月） <u>（47）</u> 建設工事における自然由来重金属等含有 <u>岩石・土壌</u> への対応マニュアル <u>改訂</u> 委員会 建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル <u>（2023 年版）</u> （令和 5 年 3 月）</p> <p><u>（48）</u> 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における 肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成 30 年 1 月）</p> <p><u>（49）</u> 国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成 27 年 3 月）</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成 29 年 11 月）</p> <p>【省略】</p> <p>(10) 建設省 薬液注入工事に係る施工管理について（平成 2 年 9 月） (11) 日本 <u>薬液注入</u> 協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成 元年 6 月） (12) 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成 26 年 12 月） (13) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準 <u>について</u>（平成 31 年 3 月）</p> <p>【省略】</p> <p>(44) 土木学会 吹き付けコンクリート指針（案）〔のり面編〕（平成 17 年 7 月） (45) 土木学会 コンクリート標準示方書 <u>〔規準編〕</u>（平成 30 年 10 月）</p> <p><u>（46）</u> 建設工事における自然由来重金属等含有 <u>土砂</u> への対応マニュアル <u>検討</u> 委員会 建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル <u>（暫定版）</u> （平成 22 年 3 月）</p> <p><u>（47）</u> 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における 肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成 30 年 1 月）</p> <p><u>（48）</u> 国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成 27 年 3 月）</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正 字句の追加 番号、字句の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第3節 共通の工種</p> <p>3-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-3-2 材 料</p> <p>1 アスカーブ 【省略】</p> <p>4 路側防護柵（塗装） 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 （1）溶融亜鉛メッキ仕上げの場合は、溶融亜鉛メッキ法により、亜鉛メッキを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合受注者は、メッキ面にリン酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>（7）以下に示すような場所で環境条件が特に難しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。</p> <p>① 凍結防止剤を散布する区間 ② 交通量が非常に多い区間</p> <p>【省略】</p>	<p>第3節 共通の工種</p> <p>3-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-3-2 材 料</p> <p>1 アスカーブ 【省略】</p> <p>4 路側防護柵（塗装） 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 （1）溶融亜鉛メッキ仕上げの場合は、溶融亜鉛メッキ法により、亜鉛メッキを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合受注者は、メッキ面にリン酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>（7）以下に示すような場所で環境条件が特に難しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。</p> <p>① 凍結防止剤を散布する区間 ② 交通量が非常に多い期間</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-6-5 アスファルト舗装工</p> <p>1 受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定によらなければならない。 【省略】</p> <p>2 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に以下の各規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定に当たっては、配合設計を行い、工事監督員の確認を得なければならない。ただし、これまでに実績（同一年度内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書を工事監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができるものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>(10) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10 cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、<u>中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して工事監督員と協議のうえ、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。</u></p> <p>【省略】</p> <p>第9節 構造物撤去工</p> <p>3-9-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-9-12 縁石撤去工</p> <p>1 受注者は、<u>歩車道</u>境界ブロック、地先境界ブロックの撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。</p> <p>2 受注者は、<u>歩車道</u>境界ブロック、地先境界ブロックの撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>歩車道</u>境界ブロック <u>及び</u>地先境界ブロックの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-6-5 アスファルト舗装工</p> <p>1 受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定によらなければならない。 【省略】</p> <p>2 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に以下の各規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定に当たっては、配合設計を行い、工事監督員の確認を得なければならない。ただし、これまでに実績（同一年度内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書を工事監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができるものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>(10) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10 cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は<u>設計図書に関して工事監督員と協議のうえ、混合物の温度を決定するものとする。</u></p> <p>【省略】</p> <p>第9節 構造物撤去工</p> <p>3-9-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-9-12 縁石撤去工</p> <p>1 受注者は、<u>歩道</u>境界ブロック、地先境界ブロックの撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。</p> <p>2 受注者は、<u>歩道</u>境界ブロック、地先境界ブロックの撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>道路</u>境界ブロック、<u>地先</u>境界ブロックの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

4 土 工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第3節 道路土工 4-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>4-3-2 掘削工 1 受注者は、掘削の施工に当たり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、処置方法について工事監督員と協議しなければならない。 【省略】 8 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。</p> <p>4-3-3 路体盛土工 1 受注者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処理方法について工事監督員と協議しなければならない。 【省略】 14 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工に当たって、採取土及び購入土を運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工に当たっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。 【省略】</p> <p>4-3-4 路床盛土工 1 受注者は、路床盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤は現れた場合には、敷設材工法などの処理方法について工事監督員と協議しなければならない。 【省略】 16 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工に当たって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工に当たっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。 【省略】</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第3節 道路土工 4-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>4-3-2 掘削工 1 受注者は、掘削の施工に当たり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、処置方法について工事監督員と協議しなければならない。 【省略】 8 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民_____に迷惑がかからないように努めなければならない。</p> <p>4-3-3 路体盛土工 1 受注者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処理方法について工事監督員と協議しなければならない。 【省略】 14 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工に当たって、採取土及び購入土を運搬する場合には、沿道住民_____に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工に当たっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。 【省略】</p> <p>4-3-4 路床盛土工 1 受注者は、路床盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤は現れた場合には、敷設材工法などの処理方法について工事監督員と協議しなければならない。 【省略】 16 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工に当たって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民_____に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工に当たっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。 【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>4-3-7 作業残土処理工</p> <p>1 作業残土処理工とは作業土工で生じた残土の工区外への運搬及び受入れ地の整形処理までの一連作業をいう。</p> <p>2 作業残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう努めなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>第5節 河川・海岸土工</p> <p>4-5-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>4-5-2 掘削工</p> <p>1 受注者は、水門等の上流側での掘削工を行うに当たり、流下する土砂その他によって河川管理施設、許可工作物等、他の施設の機能に支障を与えてはならない。受注者は、特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向または高さ等についてあらかじめ工事監督員の承諾を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様とするものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>6 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。</p> <p>4-5-3 盛土工</p> <p>1 受注者は、盛土工の開始に当たって、地盤の表面を本条3項に示す盛土層厚の1/2の厚さまで掻き起こしてほぐし、盛土材料とともに締固め、地盤と盛土の一体性を確保しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>11 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工に当たって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工に当たっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>4-3-7 作業残土処理工</p> <p>1 作業残土処理工とは作業土工で生じた残土の工区外への運搬及び受入れ地の整形処理までの一連作業をいう。</p> <p>2 作業残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民_____に迷惑がかからないよう努めなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>第5節 河川・海岸土工</p> <p>4-5-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>4-5-2 掘削工</p> <p>1 受注者は、水門等の上流側での掘削工を行うに当たり、流下する土砂その他によって河川管理施設、許可工作物等、他の施設の機能に支障を与えてはならない。受注者は、特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向または高さ等についてあらかじめ工事監督員の承諾を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様とするものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>6 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民_____に迷惑がかからないように努めなければならない。</p> <p>4-5-3 盛土工</p> <p>1 受注者は、盛土工の開始に当たって、地盤の表面を本条3項に示す盛土層厚の1/2の厚さまで掻き起こしてほぐし、盛土材料とともに締固め、地盤と盛土の一体性を確保しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>11 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工に当たって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民_____に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工に当たっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

5 無筋・鉄筋コンクリート

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用</p> <p>1 本章は、無筋、鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工、その他これらに類する事項について適用する。</p> <p>2 本章に特に定めのない事項については、第2章材料の規定による。</p> <p>3 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「<u>コンクリート標準示方書（施工編）〔2023年制定〕（2023年9月）</u>」（<u>土木学会</u>）のコンクリート品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>5-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>1 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書 <u>〔設計編〕〔2022年制定〕</u> (令和 5年 3月)</p> <p>(2) 土木学会 コンクリート標準示方書 <u>〔施工編〕〔2023年制定〕</u> (令和 5年 9月)</p> <p>(3) 土木学会 コンクリートポンプ施工指針 <u>〔2012年版〕</u> (平成 24年 6月)</p> <p>(4) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成 14年 7月 31日)</p> <p>(5) 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (平成 14年 7月 31日)</p> <p>(6) 土木学会 鉄筋定着・継手指針 <u>〔2020年制定〕</u> (令和 2年 3月)</p> <p>(7) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成 29年 8月)</p> <p>(8) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書高分子天然ガス圧接継手工事 (平成 30年 4月)</p> <p>(9) 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（案） (平成 28年 7月)</p> <p>(10) 道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成 31年 1月)</p> <p>(11) 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成 30年 6月)</p> <p>(12) 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン (平成 30年 6月)</p> <p>(13) 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン (平成 29年 3月)</p> <p>(14) 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 場所打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成 29年 3月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用</p> <p>1 本章は、無筋、鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工、その他これらに類する事項について適用する。</p> <p>2 本章に特に定めのない事項については、第2章材料の規定による。</p> <p>3 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「<u>土木学会、コンクリート標準示方書〔施工編〕（平成30年3月）</u>」のコンクリート品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>5-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>1 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書 <u>〔設計編〕</u> (平成 30年 3月)</p> <p>(2) 土木学会 コンクリート標準示方書 <u>〔施工編〕</u> (平成 30年 3月)</p> <p>(3) 土木学会 コンクリートポンプ施工指針 _____ (平成 24年 6月)</p> <p>(4) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成 14年 7月 31日)</p> <p>(5) 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (平成 14年 7月 31日)</p> <p>(6) 土木学会 鉄筋定着・継手指針 _____ (令和 2年 3月)</p> <p>(7) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成 29年 8月)</p> <p>(8) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書高分子天然ガス圧接継手工事 (平成 30年 4月)</p> <p>(9) 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（案） (平成 28年 7月)</p> <p>(10) 道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成 31年 1月)</p> <p>(11) 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成 30年 6月)</p> <p>(12) 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン (平成 30年 6月)</p> <p>(13) 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン (平成 29年 3月)</p> <p>(14) 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 場所打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成 29年 3月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>”</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>5-3-1 一般事項</p> <p>本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。</p> <p>5-3-2 工場の選定</p> <p>1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p>(1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（令和4年6月改正 法律68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士 <u>またはコンクリート技士の資格（（社）日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者</u>）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から <u>原則選定し、JISA 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない</u>。</p> <p>(2) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（令和4年6月改正 法律68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力がある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>5-3-1 一般事項</p> <p>本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。</p> <p>5-3-2 工場の選定</p> <p>1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p>(1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から <u>選定しなければならない</u>。</p> <p>(2) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力がある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第5節 材料の計量・練混ぜ</p> <p>5-5-1 材料の計量 【省略】</p> <p>5-5-2 練混ぜ</p> <p>1 受注者は、<u>コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサーまたは連続ミキサーを使用するものとする。</u></p> <p><u>2 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及びJSCE-I 502-2013「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、コンクリートの練混ぜにおいて、JIS A 8603-1（コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、<u>受注者は、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して工事監督員に協議し</u>ならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練混ぜなければならない。</u></p> <p><u>5 受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。</u>やむを得ず、練混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。</p> <p>5 受注者は、あらかじめ定めておいた練混ぜ時間の3倍以内で、練混ぜを行わなければならない。</p> <p>6 受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後<u>でなければ、</u>ミキサ内に新たに材料を投入<u>しては</u>ならない。</p> <p>7 受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。</p> <p>8 ミキサは、練上りコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造<u>でなければならない。</u></p> <p>9 受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上<u>とするものとする。</u></p> <p>10 受注者は、コンクリートを手練りにより練混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第5節 材料の計量・練混ぜ</p> <p>5-5-1 材料の計量 【省略】</p> <p>5-5-2 練混ぜ</p> <p>1 受注者は、<u>バッチミキサ及び連続ミキサを使用する場合には、それぞれJIS A 1119（ミキサで練混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）及び土木学会連続ミキサの練混ぜ性能試験方法（案）により練混ぜ性能試験を行わなければならない。</u></p> <hr/> <p><u>2 受注者は、コンクリートの練混ぜにおいて、JIS A 8603-1（コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、<u>機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合には、手練りで行うことができるものとするが、工事監督員の承諾を得なければならない。</u></u></p> <p><u>3 受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練混ぜなければならない。</u></p> <p><u>4 <u>練混ぜ時間は、試験練りによって定めるものとする。</u></u>やむを得ず、練混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。</p> <p>5 受注者は、あらかじめ定めておいた練混ぜ時間の3倍以内で、練混ぜを行わなければならない。</p> <p>6 受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後<u>に</u>ミキサ内に新たに材料を投入<u>しなければならない。</u></p> <p>7 受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。</p> <p>8 ミキサは、練上りコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造<u>のものとする。</u></p> <p>9 受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上<u>とするものとする。</u></p> <p>10 受注者は、コンクリートを手練りにより練混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>番号の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>字句の追加及び改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第6節 運搬・打設</p> <p>5-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>5-6-4 打 設</p> <p>1 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、工事監督員と協議しなければならない。なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの期間中、コンクリートを日光、雨風等に対し保護しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>5 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 <u>[2012年版]</u> 5章 圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定によらなければならない。また受注者は、コンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第6節 運搬・打設</p> <p>5-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>5-6-4 打 設</p> <p>1 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、工事監督員と協議しなければならない。なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの期間中、コンクリートを日光、雨風等に対し保護しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>5 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 <u>(案)</u> 5章 圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定によらなければならない。また受注者は、コンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第7節 鉄筋工</p> <p>5-7-1 一般事項 【省略】</p> <p>5-7-3 加工 1 受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。 【省略】 3 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書 <u>（設計編）</u> <u>〔2022年制定〕</u> 本編第13章 鉄筋コンクリートの前提、標準第7編 第2章 鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、<u>2018</u>年3月）の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p> <p>5-7-5 継手 1 受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法を施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】 8 受注者は、機械式継手工法について、以下の各号によらなければならない。 (1) 受注者は、機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験期間を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを提示し、工事監督員に承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下によるものとする。 ア 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。 イ 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針 <u>〔2020年制定〕</u>（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従った施工管理を行わなければならない。 【省略】</p>	<p>第7節 鉄筋工</p> <p>5-7-1 一般事項 【省略】</p> <p>5-7-3 加工 1 受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。 【省略】 3 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書 <u>〔設計編〕</u> 本編第13章 鉄筋コンクリートの前提、標準第7編 第2章 鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、<u>平成30</u>年3月）の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p> <p>5-7-5 継手 1 受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法を施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】 8 受注者は、機械式継手工法について、以下の各号によらなければならない。 (1) 受注者は、機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験期間を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを提示し、工事監督員に承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下によるものとする。 ア 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。 イ 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針 _____（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従った施工管理を行わなければならない。 【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>”</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 对 照 表

6 用排水路工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 6-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 6-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 用排水路設計指針 (令和 5年 4月) (2) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」 (平成 26年 3月) (3) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・計画「排水」 (平成 31年 4月) (4) 土木学会 コンクリート標準示方書 <u>(施工編) [2023年制定]</u> (令和 5年 9月) (5) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成 11年 3月) (6) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成 26年 12月) (7) 国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編 (河川編) (令和 3年 10月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 6-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 6-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 用排水路設計指針 (平成 27年 7月) (2) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」 (平成 26年 3月) (3) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・計画「排水」 (平成 31年 4月) (4) 土木学会 コンクリート標準示方書 <u>【施工編】</u> (平成 30年 3月) (5) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成 11年 3月) (6) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成 26年 12月) (7) 国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編 (河川編) (平成 27年 3月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第6節 護岸工 6-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>6-6-10 柵渠工 1 コンクリート柵渠工 〔適用〕 (1) 鉄筋コンクリート板又はP C板をH形鋼親柱により組み立てて使用する水路工事に適用する。 (2) 標準規格は、「施工管理基準 VI『参考』2-21 土地改良事業用柵渠標準規格」による。 〔RC及びP C柵渠板〕 <u>(1) 製品は工場製品とし、次の事項を明記しなければならない。</u> ① 製造工場名又はその略号 ② 製造年月日 ③ 板の引張側が判別できる表示 <u>④ SP 及び USP の種類表示</u> <u>(2) 使用する柵渠板の曲げ強度は、図面又は特記仕様書による。</u> <u>(3) 柵渠板の形状、寸法、寸法の許容差並びに試験荷重は、別に示す標準規格による。</u> <u>(4) コンクリート板の使用に当たっては、製品のカタログ (配筋図含む) などを提出して工事監督員の承諾を得るものとする。</u> <u>(5) コンクリート板の検査は次の項目について行う。</u> ① 外観、形状 ② 寸法 ③ 曲げ強さ ④ 配筋 <u>(6) 検査個数は、名称板幅ごとに、1,000 枚またはその端数ごとに1組とし、1組について2枚の試料を抽出して前項の試験を行う。</u> <u>(7) コンクリート板は、その質が密で有害な傷がなく据付けた時露出する面の外観がよくなければならない。</u> <u>(8) 寸法は、1枚につき厚さ4箇所、長さ2箇所、巾2箇所測定する。</u> <u>(9) 曲げ強さは、標準規格に示す試験方法によって行う。なお、USP板は、同一供試体で表、裏の曲げ試験を行い、SP及びUSPの強度を満足しなければならない。</u> <u>(10) 配筋は、鉄筋の径、本数、ピッチが「配筋図」に沿って配置されているか確認する。確認方法は、打設前の型枠に配置された状態を確認する。</u> <u>(11) 検査により標準規格に適合すれば、その試料が代表する組全部を合格とし、試料の1が適合しないときは、その組から更に4枚の試料を抽出して試験を行い、全数が適合すればその組全部を合格とする。</u></p>	<p>第6節 護岸工 6-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>6-6-10 柵渠工 1 コンクリート柵渠工 〔適用〕 (1) 鉄筋コンクリート板又はP C板をH形鋼親柱により組み立てて使用する水路工事に適用する。 (2) 標準規格は、「施工管理基準 VI『参考』2-21 土地改良事業用柵渠標準規格」による。 〔RC及びP C柵渠板〕 <u>(2) 製品は工場製品とし、次の事項を明記しなければならない。</u> ① 製造工場名又はその略号 ② 製造年月日 ③ 板の引張側が判別できる表示 <u>(3) 使用する柵渠板の曲げ強度は、図面又は特記仕様書による。</u> <u>(4) 柵渠板の形状、寸法、寸法の許容差並びにひび割れ荷重及び破壊荷重は、別に示す標準規格による。</u> <u>(5) コンクリート板の使用に当たっては、製品のカタログ _____ などを提出して工事監督員の承諾を得るものとする。</u> <u>(6) コンクリート板の検査は次の項目について行う。</u> ① 外観、形状 ② 寸法 ③ 曲げ強さ ④ 配筋 <u>(7) 検査個数は、名称板幅ごとに、1,000 枚またはその端数ごとに1組とし、1組について2枚の試料を抽出して前項の試験を行う。</u> <u>(8) コンクリート板は、その質が密で有害な傷がなく据付けた時露出する面の外観がよくなければならない。</u> <u>(9) 寸法は、1枚につき厚さ4箇所、長さ2箇所、巾2箇所測定する。</u> <u>(10) 曲げ強さは、標準規格に示す試験方法によって行う。 _____</u> <u>(11) 配筋は、曲げ試験を行った試料のコンクリート部分をこわして鉄筋を露出させて行う。</u> <u>(12) 検査により標準規格に適合すれば、その試料が代表する組全部を合格とし、試料の1が適合しないときは、その組から更に4枚の試料を抽出して試験を行い、全数が適合すればその組全部を合格とする。</u></p>	<p>番号の改正</p> <p>字句の追加 番号の改正 字句及び番号の改正</p> <p>字句の追加及び 番号の改正 番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正 字句の追加及び 番号の改正</p> <p>字句及び番号の 改正</p> <p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>〔H形鋼親柱〕</p> <p><u>(1)</u> 親柱に使用する鋼材は、次の規格に適合したものでなければならない。 JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)</p> <p><u>(2)</u> 溶接棒は、次の規格に適合したものでなければならない。 JIS Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用被覆アーク溶接棒) JIS Z 3312 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用マグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ)</p> <p><u>(3)</u> 親柱の形状及び各部寸法の許容差は、別に示す標準規格による。</p> <p><u>(4)</u> 剛接部の各部寸法は別に示す標準規格による。</p> <p><u>(5)</u> 親柱の使用に当たっては、製品カタログなどを提出して工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <hr/> <p><u>(6)</u> 剛接構造は、脚長 6 mm の両面連続溶接とし、ノド厚は 4.24 mm 以上の厚さとしなければならない。 ただし柵板止平鋼の取付けに当たっては脚長 4 mm とする。</p> <p><u>(7)</u> 親柱の検査個数は、製作基数を 1 組とし、1 組について 10% の試料を抽出して次の項目について検査を行う。</p> <p>① 主要部の寸法 ② 溶接脚長 ③ 表面状態</p> <p><u>(8)</u> 主要部寸法の測定箇所は、側柱長、底梁長、上部径間、下部径間とする。</p> <p><u>(9)</u> 脚長寸法は、各溶接辺につき測定する。</p> <p><u>(10)</u> 表面状態は、目視によって検査するものとし、浮きさびや有害なきずがあってはならない。</p> <p>〔施 工〕</p> <p><u>(1)</u> 親柱は、法線に対し、出入りよじれのないよう所定の高さに正しく敷設しなければならない。</p> <p><u>(2)</u> 柵渠は、計画線に対して出入りよじれのないよう所定の高さに正しく組立てなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>〔H形鋼親柱〕</p> <p><u>(13)</u> 親柱に使用する鋼材は、次の規格に適合したものでなければならない。 JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)</p> <p><u>(14)</u> 溶接棒は、次の規格に適合したものでなければならない。 JIS Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用被覆アーク溶接棒) JIS Z 3312 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用マグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ)</p> <p><u>(15)</u> 親柱の形状及び各部寸法の許容差は、別に示す標準規格による。</p> <p><u>(16)</u> 剛接部の各部寸法は別に示す標準規格による。</p> <p><u>(17)</u> 親柱の使用に当たっては、製品カタログなどを提出して工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <p><u>(18)</u> 欠 番</p> <p><u>(19)</u> 剛接構造は、脚長 6 mm の両面連続溶接とし、ノド厚は 4.24 mm 以上の厚さとしなければならない。 ただし柵板止平鋼の取付けに当たっては脚長 4 mm とする。</p> <p><u>(20)</u> 親柱の検査個数は、製作基数を 1 組とし、1 組について 10% の試料を抽出して次の項目について検査を行う。</p> <p>① 主要部の寸法 ② 溶接脚長 ③ 表面状態</p> <p><u>(21)</u> 主要部寸法の測定箇所は、側柱長、底梁長、上部径間、下部径間とする。</p> <p><u>(22)</u> 脚長寸法は、各溶接辺につき測定する。</p> <p><u>(23)</u> 表面状態は、目視によって検査するものとし、浮きさびや有害なきずがあってはならない。</p> <p>〔施 工〕</p> <p><u>(24)</u> 親柱は、法線に対し、出入りよじれのないよう所定の高さに正しく敷設しなければならない。</p> <p><u>(25)</u> 柵渠は、計画線に対して出入りよじれのないよう所定の高さに正しく組立てなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>字句の削除 番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>番号の改正</p> <p>〃</p>

新 旧 对 照 表

7 管水路工事

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 7-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 北海道農政部 用排水路設計指針 (令和5年4月) 【省略】</p> <p>7-2-2 一般事項 1 運搬及び保管 【省略】 2 布設接合 (1) 受注者は、管の布設に先立ち管番号を記載した管割図を作成し事前に工事監督員の承諾を得る _____ものとする。なお、布設に ともない、管割が変更となった場合は、修正した管割図を作成し工事監督員に提出するものとする。 また、管布設時に次のとおり、管体にも同じ番号をマーキングし施工するものとする。 ① 最初と最後の番号をマーキング ② 直管や異形管を含め10本毎に番号をマーキング 例 10、20、30、40・・・ ③ 異形管や各種弁などにマーキング 【省略】</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 7-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 北海道農政部 用排水路設計指針 (平成27年7月) 【省略】</p> <p>7-2-2 一般事項 1 運搬及び保管 【省略】 2 布設接合 (1) 受注者は、管の布設に先立ち管番号を記載した管割図を作成し事前に工事監督員の承諾を得る とともに、管布設時には、管体にも同じ番号をマーキングし施工するものとする。なお、布設に _____ものとする。なお、布設に ともない、管割が変更となった場合は、修正した管割図を作成し工事監督員に提出するものとする。 _____ _____ _____ _____</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の追加</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

新 旧 対 照 表

8 ダム

新 旧 対 照 表

9 コンクリート橋上部工

新 旧 対 照 表

10 鋼橋上部

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第7節 橋梁付属物工 10-7-1 一般事項 【省略】</p> <p>10-7-4 落橋防止装置等の溶接 1 溶接種別の確認 【省略】 4 溶接検査について (1) 受注者は、外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記しなければならない。 【省略】 (3) 内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じた JISZ2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）<u>に基づくレベル2以上の有資格者とする。</u>なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付しなければならない。 【省略】</p> <p>10-7-6 地覆工 地覆工の施工については、<u>橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。</u> 【省略】</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第7節 橋梁付属物工 10-7-1 一般事項 【省略】</p> <p>10-7-4 落橋防止装置等の溶接 1 溶接種別の確認 【省略】 4 溶接検査について (1) 受注者は、外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記しなければならない。 【省略】 (3) 内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じた JISZ2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）<u>の資格を有した者でなければならない。</u>なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付しなければならない。 【省略】</p> <p>10-7-6 地覆工 地覆工の施工については、<u>9-12-4 地覆工の規定による。</u> 【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

13 機場下部

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 13-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 13-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」 (平成30年5月) (2) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月) (3) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月) (4) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (<u>令和5年2月</u>) (5) 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成22年4月) (6) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) (7) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成21年版) (平成22年3月) (8) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 13-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 13-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」 (平成30年5月) (2) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月) (3) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月) (4) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (<u>平成9年12月</u>) (5) 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成22年4月) (6) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) (7) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成21年版) (平成22年3月) (8) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

14 道路

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 14-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 14-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 農道設計指針 (令和 2年 4月)</p> <p>【省略】</p> <p>(25) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成 2年 5月)</p> <p>(26) 日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編) (平成 16年 12月)</p> <p>【省略】</p> <p>第9節 排水構造物工 (小型水路工) 14-9-1 一般事項 【省略】</p> <p>14-9-5 地下排水工 1 受注者は、地下排水工の施工については、設計図書で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水脈を発見した場合は、工事監督員に報告し、その対策について工事監督員の指示によらなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 14-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 14-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 農道設計指針 (令和 2年 4月)</p> <p>【省略】</p> <p>(25) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成 2年 5月)</p> <p>(26) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編) (平成 16年 12月)</p> <p>【省略】</p> <p>第9節 排水構造物工 (小型水路工) 14-9-1 一般事項 【省略】</p> <p>14-9-5 地下排水工 1 受注者は、地下排水工の施工については、設計図書で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水を発見した場合は、工事監督員に報告し、その対策について工事監督員の指示によらなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第14節 標識工</p> <p>14-14-1 一般事項</p> <p>1 本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 受注者は、設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、標識工の施工に当たって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、3-3-9小型標識工の規定、3-3-3 作業土工の規定、3-10-6 土留・仮締切り工の規定及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和4年1月）による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>14-14-2 材 料</p> <p>1 受注者は、標識工で使用する標識の品質規格は、2-14-1 道路標識の規定による。</p> <p>2 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）から JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いる。</p> <p>3 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管杭）SKK400 及び JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400 の規格に適合するものとする。</p> <p>4 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にひずみの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格 LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格 WES7302 と同一規格）を参考に行うことが望ましい。</p> <p>5 受注者は、標示板の下地処理に当たっては脱脂処理を行い。必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令及び道路標識設置基準・同解説（国土交通省 令和2年6月）」による色彩と寸法で、表示しなければならない。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第14節 標識工</p> <p>14-14-1 一般事項</p> <p>1 本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 受注者は、設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、標識工の施工に当たって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、3-3-9小型標識工の規定、3-3-3 作業土工の規定、3-10-6 土留・仮締切り工の規定及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和元年8月）による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>14-14-2 材 料</p> <p>1 受注者は、標識工で使用する標識の品質規格は、2-14-1 道路標識の規定による。</p> <p>2 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）から JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いる。</p> <p>3 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管杭）SKK400 及び JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400 の規格に適合するものとする。</p> <p>4 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にひずみの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格 LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格 WES7302 と同一規格）を参考に行うことが望ましい。</p> <p>5 受注者は、標示板の下地処理に当たっては脱脂処理を行い。必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令及び道路標識設置基準・同解説（国土交通省 令和元年10月）」による色彩と寸法で、表示しなければならない。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

17 畑かん施設工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 17-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 17-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 用排水路設計指針 (令和 5年 3月)</p> <p>(2) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水門扉編) (令和 4年 11月)</p> <p>(3) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水圧鉄管・鉄鋼構造物編, 溶接・接合編) (令和 4年 11月)</p> <p>(4) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (FRP (M) 水圧管編) (令和 2年 7月)</p> <p>(5) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」 (令和 3年 6月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 17-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 17-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 用排水路設計指針 (平成 27年 7月)</p> <p>(2) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水門扉編) (令和 2年 9月)</p> <p>(3) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水圧鉄管・鉄鋼構造物編, 溶接・接合編) (令和 2年 9月)</p> <p>(4) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (FRP (M) 水圧管編) (令和 2年 7月)</p> <p>(5) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」 (令和 3年 6月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>”</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

18 営農飲雑用水施設工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																				
<p>第1節 適用 18-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 18-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 営農飲雑用水施設設計指針 (令和 4年 7月) (2) (社)日本水道協会 水道施設設計指針 (2012 年版) (3) (社)日本水道協会 水道維持管理指針 (2016 年版) (4) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水門扉編) (令和 4年 11月) (5) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水圧鉄管・鉄鋼構造物編, 溶接・接合編) (令和 4年 11月) (6) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (FRP (M) 水圧管編) (令和 2年 7月) (7) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」 (令和 3年 6月)</p> <p>【省略】</p> <p>第5節 管体工 18-5-1 一般事項</p> <p>1 一般事項については、17-5-1 一般事項の規定による。 2 配管工事 (切断・接合・組立) について、適切に作業を行うことができる十分な技能を有した配水管技能者 (日本水道協会) またはこれと同等以上の資格を有する者を従事させなければならない。なお、資格種別については表 18-5-1 のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 18-5-1 継手施工資格者</p> <table border="1" data-bbox="261 1457 1335 1818"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>証明する資格証等</th> <th>資格取得講習会主催者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配水管技能者 (一般)</td> <td>配水管技能者登録証 (一般継手)</td> <td>(社) 日本水道協会 (認定のみ)</td> </tr> <tr> <td>配水管技能者 (耐震)</td> <td>配水管技能者登録証 (耐震継手)</td> <td>(社) 日本水道協会</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事配管技能検定会 (ダクタイル鉄配管コース) 合格者</td> <td>給水装置工事配管技能検定会 (ダクタイル鉄配管コース) 合格証書</td> <td>(財) 給水工事技術振興財団</td> </tr> <tr> <td>配水管施工技能者</td> <td>配水管施工技能者資格認定証、または配管技工 (1 級) 資格認定証</td> <td>日本水道協会北海道地方支部</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了者</td> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了証書</td> <td>日本ダクタイル鉄管協会</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者	配水管技能者 (一般)	配水管技能者登録証 (一般継手)	(社) 日本水道協会 (認定のみ)	配水管技能者 (耐震)	配水管技能者登録証 (耐震継手)	(社) 日本水道協会	給水装置工事配管技能検定会 (ダクタイル鉄配管コース) 合格者	給水装置工事配管技能検定会 (ダクタイル鉄配管コース) 合格証書	(財) 給水工事技術振興財団	配水管施工技能者	配水管施工技能者資格認定証、または配管技工 (1 級) 資格認定証	日本水道協会北海道地方支部	ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会	<p>第1節 適用 18-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 18-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 営農飲雑用水施設設計指針 (平成 30年 4月) (2) (社)日本水道協会 水道施設設計指針 (2012 年版) (3) (社)日本水道協会 水道維持管理指針 (2016 年版) (4) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水門扉編) (令和 2年 9月) (5) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水圧鉄管・鉄鋼構造物編, 溶接・接合編) (令和 2年 9月) (6) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (FRP (M) 水圧管編) (令和 2年 7月) (7) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」 (令和 3年 6月)</p> <p>【省略】</p> <p>第5節 管体工 18-5-1 一般事項</p> <p>1 一般事項については、17-5-1 一般事項の規定による。 2 配管工事 (切断・接合・組立) について、適切に作業を行うことができる十分な技能を有した配水管技能者 (日本水道協会) またはこれと同等以上の資格を有する者を従事させなければならない。なお、資格種別については表 18-5-1 のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 18-5-1 継手施工資格者</p> <table border="1" data-bbox="1516 1457 2591 1818"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>証明する資格証等</th> <th>資格取得講習会主催者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配水管技能者 (一般)</td> <td>配水管技能者登録証 (一般継手)</td> <td>(社) 日本水道協会 (認定のみ)</td> </tr> <tr> <td>配水管技能者</td> <td>配水管技能者登録証 (耐震継手)</td> <td>(社) 日本水道協会</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事配管技能検定会 (ダクタイル鉄配管コース) 合格者</td> <td>給水装置工事配管技能検定会 (ダクタイル鉄配管コース) 合格証書</td> <td>(財) 給水工事技術振興財団</td> </tr> <tr> <td>配水管施工技能者</td> <td>配水管施工技能者資格認定証、または配管技工 (1 級) 資格認定証</td> <td>日本水道協会北海道地方支部</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了者</td> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了証書</td> <td>日本ダクタイル鉄管協会</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者	配水管技能者 (一般)	配水管技能者登録証 (一般継手)	(社) 日本水道協会 (認定のみ)	配水管技能者	配水管技能者登録証 (耐震継手)	(社) 日本水道協会	給水装置工事配管技能検定会 (ダクタイル鉄配管コース) 合格者	給水装置工事配管技能検定会 (ダクタイル鉄配管コース) 合格証書	(財) 給水工事技術振興財団	配水管施工技能者	配水管施工技能者資格認定証、または配管技工 (1 級) 資格認定証	日本水道協会北海道地方支部	ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>表内、字句の追加</p>
名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者																																				
配水管技能者 (一般)	配水管技能者登録証 (一般継手)	(社) 日本水道協会 (認定のみ)																																				
配水管技能者 (耐震)	配水管技能者登録証 (耐震継手)	(社) 日本水道協会																																				
給水装置工事配管技能検定会 (ダクタイル鉄配管コース) 合格者	給水装置工事配管技能検定会 (ダクタイル鉄配管コース) 合格証書	(財) 給水工事技術振興財団																																				
配水管施工技能者	配水管施工技能者資格認定証、または配管技工 (1 級) 資格認定証	日本水道協会北海道地方支部																																				
ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会																																				
名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者																																				
配水管技能者 (一般)	配水管技能者登録証 (一般継手)	(社) 日本水道協会 (認定のみ)																																				
配水管技能者	配水管技能者登録証 (耐震継手)	(社) 日本水道協会																																				
給水装置工事配管技能検定会 (ダクタイル鉄配管コース) 合格者	給水装置工事配管技能検定会 (ダクタイル鉄配管コース) 合格証書	(財) 給水工事技術振興財団																																				
配水管施工技能者	配水管施工技能者資格認定証、または配管技工 (1 級) 資格認定証	日本水道協会北海道地方支部																																				
ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会																																				

新 旧 对 照 表

19 農用地、草地工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 19-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 19-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省構造改善局 土地改良事業計画指針 「農地開発（改良山成畑工）」 (平成 4年 5月)</p> <p>(2) 農林水産省構造改善局 土地改良事業計画設計基準「土層改良」 (昭和 59年 1月)</p> <p>(3) 農林水産省生産局 草地開発整備事業計画設計基準 (令和 3年 6月)</p> <p>(4) 農林水産省構造改善局 土地改良事業計画設計基準 「農地開発（開畑）」 (昭和 52年 1月)</p> <p>(5) 農林水産省構造改善局 土地改良事業計画設計基準 「ほ場整備（畑）」 (平成 19年 4月)</p> <p>(6) 土層改良計画設計指針（案） (平成 23年 2月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 19-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 19-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省構造改善局 土地改良事業計画指針 「農地開発（改良山成畑工）」 (平成 4年 5月)</p> <p>(2) 農林水産省構造改善局 土地改良事業計画設計基準「土層改良」 (昭和 59年 1月)</p> <p>(3) 農林水産省生産局 草地開発整備事業計画設計基準 (平成 26年 7月)</p> <p>(4) 農林水産省構造改善局 土地改良事業計画設計基準 「農地開発（開畑）」 (昭和 52年 1月)</p> <p>(5) 農林水産省構造改善局 土地改良事業計画設計基準 「ほ場整備（畑）」 (平成 19年 4月)</p> <p>(6) 土層改良計画設計指針（案） (平成 23年 2月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

21 地すべり防止工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 21-1-1 適用 本章は、地すべり防止工事における土工、法面工、擁壁工、水路工、地下水排除工、抑止杭工、抑止アンカー工その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 21-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準「農地地すべり防止対策」 (令和4年5月)</p> <p>(2) 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年6月)</p> <p>(3) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針(改訂版第3版) (平成25年10月)</p> <p>(4) 日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>(5) 日本道路協会 道路土工-カルバート工指針(平成21年版) (平成22年3月)</p> <p>(6) 日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>(7) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル (平成25年12月)</p> <p>(8) 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>(9) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>(10) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年6月)</p> <p>(11) PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (平成24年9月)</p> <p>(12) 斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領 (平成28年3月)</p> <p>(13) 斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成19年11月)</p> <p>(14) 土木学会 吹き付けコンクリート指針(案) [のり面編] (平成23年11月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 21-1-1 適用 本章は、地すべり防止工事における土工、法面工、擁壁工、水路工、地下水排除工、抑止杭工、抑止アンカー工その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 21-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準「農地地すべり防止対策」 (平成16年3月)</p> <p>(2) 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年6月)</p> <p>(3) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針(改訂版第3版) (平成25年10月)</p> <p>(4) 日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>(5) 日本道路協会 道路土工-カルバート工指針(平成21年版) (平成22年3月)</p> <p>(6) 日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>(7) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル (平成25年12月)</p> <p>(8) 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>(9) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>(10) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年6月)</p> <p>(11) PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (平成24年9月)</p> <p>(12) 斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領 (平成28年3月)</p> <p>(13) 斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成19年11月)</p> <p>(14) 土木学会 吹き付けコンクリート指針(案) [のり面編] (平成23年11月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

23 区画整理工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適 用 【省略】</p> <p>第4節 畦 畔 工 23-4-1 畦 畔 工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 用・排水路溝畔、畦畔は、漏水を誘発するような、石礫、雑物を混入して築立してはならない。 2 受注者は、設計図書に示す計画耕区の境界線に合致するよう畦畔を設け、締固めを行い規定の断面に仕上げなければならない。 3 畦畔用土は、原則として基盤土を流用するものと <u>し、やむを得ず採取土等を使用する場合は設計図書によるものとする。</u> 4 法面整形の施工については、4-3-6 法面整形工の規定による。 <p>【省略】</p>	<p>第1節 適 用 【省略】</p> <p>第4節 畦 畔 工 23-4-1 畦 畔 工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 用・排水路溝畔、畦畔は、漏水を誘発するような、石礫、雑物を混入して築立してはならない。 2 受注者は、設計図書に示す計画耕区の境界線に合致するよう畦畔を設け、締固めを行い規定の断面に仕上げなければならない。 3 畦畔用土は、原則として基盤土を流用するものと _____ する。 4 法面整形の施工については、4-3-6 法面整形工の規定による。 <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p>

新 旧 对 照 表

27 (付表)

新 旧 対 照 表

改 正								現 行								備 考																																																																																																																																																																																																																																									
付表-1								付表-1								表内、字句の追加、削除、改正																																																																																																																																																																																																																																									
<p style="text-align: center;">段階確認事項一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共通</td> <td rowspan="2">土工</td> <td>盛土</td> <td>軟弱地盤盛土</td> <td>沈下板布設時</td> <td>・沈下板設置高さ</td> <td>1回/3箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>切土</td> <td>切土工</td> <td>切土施工時</td> <td>・土(岩)質確認</td> <td>1回/土(岩)質の変化時 1回/指定箇所(地盤支持力)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業土工</td> <td>作業土工</td> <td>床掘り</td> <td>床掘り完了時</td> <td>・土(岩)質 ・基準高さ ・支持力(直接基礎)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法面工</td> <td>法面吹付け工</td> <td>コンクリート吹付工</td> <td>ラス張完了時、コンクリート吹付前</td> <td>・使用材料 ・重ね幅 ・アンカー及びスペーサー設置状況</td> <td>5m×5mの抽出区間で実施 1回/1工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">構造物</td> <td rowspan="2">コンクリート擁壁工</td> <td rowspan="2">コンクリート擁壁工</td> <td>鉄筋及び型枠完了時</td> <td>・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等) ・使用材料</td> <td>1回/1構造物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋戻し前</td> <td>・不可視部分の出来形(図面との対比)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">石積(張)工 ブロック(張)工 プレキャスト擁壁工 井桁ブロック工</td> <td rowspan="3"></td> <td>施工時</td> <td>・基準高さ ・使用材料(品質、寸法)</td> <td>1回/1構造物 (初期施工段階)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補強土壁工</td> <td rowspan="2"></td> <td>施工時</td> <td>・施工状況の適否 ・使用材料(品質、寸法)及び保管状況</td> <td>1回/1工事 or 1回/ブロック</td> <td></td> </tr> <tr> <td>函渠工</td> <td rowspan="2"></td> <td>鉄筋及び型枠完了時</td> <td>・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等) ・使用材料</td> <td>1回/1構造物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋戻し前</td> <td>・不可視部分の出来形(図面との対比)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>矢板工(仮設を除く)</td> <td>鋼矢板 鋼管矢板</td> <td>打ち込み時</td> <td>・矢板長さ ・使用材料 ・溶接部の適否</td> <td>試験矢板 +1回/200m</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">基礎工</td> <td rowspan="7">既製杭工</td> <td rowspan="4">既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭</td> <td>打ち込み時(打込杭)</td> <td>・溶接部の適否 ・杭の支持力確認 ・基準高さ ・偏心量</td> <td>試験杭 +1回/10本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">掘削完了時(埋込み杭・回転杭)</td> <td rowspan="2"></td> <td>・杭先端の土質</td> <td>試験杭 +1回/10本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・電流計データ ・根固め液の確認</td> <td>試験杭 +1回/10本</td> <td>既製コンクリート杭に限る</td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭頭処理完了時</td> <td>・杭頭処理状況</td> <td>1回/10本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">木杭</td> <td rowspan="3"></td> <td>打ち込み時</td> <td>・基準高さ ・偏心量</td> <td>1回/200m(線的) or 1回/60本(面的)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td>・使用材料(形状寸法、品質)</td> <td>1回/1構造物</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考		共通	土工	盛土	軟弱地盤盛土	沈下板布設時	・沈下板設置高さ	1回/3箇所		切土	切土工	切土施工時	・土(岩)質確認	1回/土(岩)質の変化時 1回/指定箇所(地盤支持力)		作業土工	作業土工	床掘り	床掘り完了時	・土(岩)質 ・基準高さ ・支持力(直接基礎)				法面工	法面吹付け工	コンクリート吹付工	ラス張完了時、コンクリート吹付前	・使用材料 ・重ね幅 ・アンカー及びスペーサー設置状況	5m×5mの抽出区間で実施 1回/1工事			構造物	コンクリート擁壁工	コンクリート擁壁工	鉄筋及び型枠完了時	・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等) ・使用材料	1回/1構造物			埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面との対比)				石積(張)工 ブロック(張)工 プレキャスト擁壁工 井桁ブロック工		施工時	・基準高さ ・使用材料(品質、寸法)	1回/1構造物 (初期施工段階)			補強土壁工		施工時	・施工状況の適否 ・使用材料(品質、寸法)及び保管状況	1回/1工事 or 1回/ブロック		函渠工		鉄筋及び型枠完了時	・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等) ・使用材料	1回/1構造物		埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面との対比)				矢板工(仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打ち込み時	・矢板長さ ・使用材料 ・溶接部の適否	試験矢板 +1回/200m			基礎工	既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打ち込み時(打込杭)	・溶接部の適否 ・杭の支持力確認 ・基準高さ ・偏心量	試験杭 +1回/10本			掘削完了時(埋込み杭・回転杭)		・杭先端の土質	試験杭 +1回/10本			・電流計データ ・根固め液の確認	試験杭 +1回/10本	既製コンクリート杭に限る		杭頭処理完了時	・杭頭処理状況	1回/10本			木杭		打ち込み時	・基準高さ ・偏心量	1回/200m(線的) or 1回/60本(面的)					・使用材料(形状寸法、品質)	1回/1構造物		<p style="text-align: center;">段階確認事項一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共通</td> <td rowspan="2">土工</td> <td>盛土</td> <td>軟弱地盤盛土</td> <td>沈下板布設時</td> <td>・沈下板設置高さ</td> <td>1回/3箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>切土</td> <td>切土工</td> <td>切土施工時</td> <td>・土(岩)質確認</td> <td>1回/土(岩)質の変化時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業土工</td> <td>作業土工</td> <td>床掘り</td> <td>床掘り完了時</td> <td>・土(岩)質 ・基準高さ ・支持力(直接基礎)</td> <td></td> <td>1回/代表構造物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法面工</td> <td>法面吹付け工</td> <td>コンクリート吹付工</td> <td>ラス張完了時、コンクリート吹付前</td> <td>・使用材料 ・重ね幅 ・アンカー及びスペーサー設置状況</td> <td></td> <td>1回/1構造物</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">構造物</td> <td rowspan="2">コンクリート擁壁工</td> <td rowspan="2">コンクリート擁壁工</td> <td>鉄筋及び型枠完了時</td> <td>・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等) ・使用材料</td> <td>1回/1構造物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋戻し前</td> <td>・不可視部分の出来形(図面との対比)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">石積(張)工 ブロック(張)工 プレキャスト擁壁工 井桁ブロック工</td> <td rowspan="3"></td> <td>施工時</td> <td>・基準高さ ・使用材料(品質、寸法)</td> <td>1箇所/300m 1回/1工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補強土壁工</td> <td rowspan="2"></td> <td>施工時</td> <td>・施工状況の適否 ・使用材料(品質、寸法)及び保管状況</td> <td>1回/1工事 or 1回/ブロック</td> <td></td> </tr> <tr> <td>函渠工</td> <td rowspan="2"></td> <td>鉄筋及び型枠完了時</td> <td>・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等) ・使用材料</td> <td>1回/1構造物 Or 1回/1施工単位 (目地)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋戻し前</td> <td>・不可視部分の出来形(図面との対比)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>矢板工(仮設を除く)</td> <td>鋼矢板 鋼管矢板</td> <td>打ち込み時</td> <td>・矢板長さ ・使用材料 ・溶接部の適否</td> <td>試験矢板 +1回/200m</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">基礎工</td> <td rowspan="7">既製杭工</td> <td rowspan="4">既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭</td> <td>打ち込み時(打込杭)</td> <td>・溶接部の適否 ・杭の支持力確認 ・基準高さ ・偏心量</td> <td>試験杭 +1回/10本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">掘削完了時(埋込み杭・回転杭)</td> <td rowspan="2"></td> <td>・杭先端の土質</td> <td>試験杭 +1回/10本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・電流計データ ・根固め液の確認</td> <td>試験杭 +1回/10本</td> <td>既製コンクリート杭に限る</td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭頭処理完了時</td> <td>・杭頭処理状況</td> <td>1回/10本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">木杭</td> <td rowspan="3"></td> <td>打ち込み時</td> <td>・基準高さ ・偏心量</td> <td>1回/200m(線的) or 1回/60本(面的)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td>・使用材料(形状寸法、品質)</td> <td>1回/1構造物</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考	共通	土工	盛土	軟弱地盤盛土	沈下板布設時	・沈下板設置高さ	1回/3箇所		切土	切土工	切土施工時	・土(岩)質確認	1回/土(岩)質の変化時		作業土工	作業土工	床掘り	床掘り完了時	・土(岩)質 ・基準高さ ・支持力(直接基礎)		1回/代表構造物		法面工	法面吹付け工	コンクリート吹付工	ラス張完了時、コンクリート吹付前	・使用材料 ・重ね幅 ・アンカー及びスペーサー設置状況		1回/1構造物		構造物	コンクリート擁壁工	コンクリート擁壁工	鉄筋及び型枠完了時	・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等) ・使用材料	1回/1構造物			埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面との対比)				石積(張)工 ブロック(張)工 プレキャスト擁壁工 井桁ブロック工		施工時	・基準高さ ・使用材料(品質、寸法)	1箇所/300m 1回/1工事			補強土壁工		施工時	・施工状況の適否 ・使用材料(品質、寸法)及び保管状況	1回/1工事 or 1回/ブロック		函渠工		鉄筋及び型枠完了時	・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等) ・使用材料	1回/1構造物 Or 1回/1施工単位 (目地)		埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面との対比)				矢板工(仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打ち込み時	・矢板長さ ・使用材料 ・溶接部の適否	試験矢板 +1回/200m			基礎工	既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打ち込み時(打込杭)	・溶接部の適否 ・杭の支持力確認 ・基準高さ ・偏心量	試験杭 +1回/10本			掘削完了時(埋込み杭・回転杭)		・杭先端の土質	試験杭 +1回/10本			・電流計データ ・根固め液の確認	試験杭 +1回/10本	既製コンクリート杭に限る		杭頭処理完了時	・杭頭処理状況	1回/10本			木杭		打ち込み時	・基準高さ ・偏心量	1回/200m(線的) or 1回/60本(面的)					・使用材料(形状寸法、品質)	1回/1構造物
区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考																																																																																																																																																																																																																																																		
共通	土工	盛土	軟弱地盤盛土	沈下板布設時	・沈下板設置高さ	1回/3箇所																																																																																																																																																																																																																																																			
		切土	切土工	切土施工時	・土(岩)質確認	1回/土(岩)質の変化時 1回/指定箇所(地盤支持力)																																																																																																																																																																																																																																																			
作業土工	作業土工	床掘り	床掘り完了時	・土(岩)質 ・基準高さ ・支持力(直接基礎)																																																																																																																																																																																																																																																					
法面工	法面吹付け工	コンクリート吹付工	ラス張完了時、コンクリート吹付前	・使用材料 ・重ね幅 ・アンカー及びスペーサー設置状況	5m×5mの抽出区間で実施 1回/1工事																																																																																																																																																																																																																																																				
構造物	コンクリート擁壁工	コンクリート擁壁工	鉄筋及び型枠完了時	・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等) ・使用材料	1回/1構造物																																																																																																																																																																																																																																																				
			埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面との対比)																																																																																																																																																																																																																																																					
	石積(張)工 ブロック(張)工 プレキャスト擁壁工 井桁ブロック工		施工時	・基準高さ ・使用材料(品質、寸法)	1回/1構造物 (初期施工段階)																																																																																																																																																																																																																																																				
			補強土壁工		施工時	・施工状況の適否 ・使用材料(品質、寸法)及び保管状況	1回/1工事 or 1回/ブロック																																																																																																																																																																																																																																																		
					函渠工		鉄筋及び型枠完了時	・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等) ・使用材料	1回/1構造物																																																																																																																																																																																																																																																
	埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面との対比)																																																																																																																																																																																																																																																							
	矢板工(仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打ち込み時	・矢板長さ ・使用材料 ・溶接部の適否	試験矢板 +1回/200m																																																																																																																																																																																																																																																				
基礎工	既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打ち込み時(打込杭)	・溶接部の適否 ・杭の支持力確認 ・基準高さ ・偏心量	試験杭 +1回/10本																																																																																																																																																																																																																																																				
			掘削完了時(埋込み杭・回転杭)		・杭先端の土質	試験杭 +1回/10本																																																																																																																																																																																																																																																			
					・電流計データ ・根固め液の確認	試験杭 +1回/10本	既製コンクリート杭に限る																																																																																																																																																																																																																																																		
			杭頭処理完了時	・杭頭処理状況	1回/10本																																																																																																																																																																																																																																																				
		木杭		打ち込み時	・基準高さ ・偏心量	1回/200m(線的) or 1回/60本(面的)																																																																																																																																																																																																																																																			
						・使用材料(形状寸法、品質)	1回/1構造物																																																																																																																																																																																																																																																		
						区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考																																																																																																																																																																																																																																												
共通	土工	盛土	軟弱地盤盛土	沈下板布設時	・沈下板設置高さ	1回/3箇所																																																																																																																																																																																																																																																			
		切土	切土工	切土施工時	・土(岩)質確認	1回/土(岩)質の変化時																																																																																																																																																																																																																																																			
作業土工	作業土工	床掘り	床掘り完了時	・土(岩)質 ・基準高さ ・支持力(直接基礎)		1回/代表構造物																																																																																																																																																																																																																																																			
法面工	法面吹付け工	コンクリート吹付工	ラス張完了時、コンクリート吹付前	・使用材料 ・重ね幅 ・アンカー及びスペーサー設置状況		1回/1構造物																																																																																																																																																																																																																																																			
構造物	コンクリート擁壁工	コンクリート擁壁工	鉄筋及び型枠完了時	・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等) ・使用材料	1回/1構造物																																																																																																																																																																																																																																																				
			埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面との対比)																																																																																																																																																																																																																																																					
	石積(張)工 ブロック(張)工 プレキャスト擁壁工 井桁ブロック工		施工時	・基準高さ ・使用材料(品質、寸法)	1箇所/300m 1回/1工事																																																																																																																																																																																																																																																				
			補強土壁工		施工時	・施工状況の適否 ・使用材料(品質、寸法)及び保管状況	1回/1工事 or 1回/ブロック																																																																																																																																																																																																																																																		
					函渠工		鉄筋及び型枠完了時	・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等) ・使用材料	1回/1構造物 Or 1回/1施工単位 (目地)																																																																																																																																																																																																																																																
	埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面との対比)																																																																																																																																																																																																																																																							
	矢板工(仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打ち込み時	・矢板長さ ・使用材料 ・溶接部の適否	試験矢板 +1回/200m																																																																																																																																																																																																																																																				
基礎工	既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打ち込み時(打込杭)	・溶接部の適否 ・杭の支持力確認 ・基準高さ ・偏心量	試験杭 +1回/10本																																																																																																																																																																																																																																																				
			掘削完了時(埋込み杭・回転杭)		・杭先端の土質	試験杭 +1回/10本																																																																																																																																																																																																																																																			
					・電流計データ ・根固め液の確認	試験杭 +1回/10本	既製コンクリート杭に限る																																																																																																																																																																																																																																																		
			杭頭処理完了時	・杭頭処理状況	1回/10本																																																																																																																																																																																																																																																				
		木杭		打ち込み時	・基準高さ ・偏心量	1回/200m(線的) or 1回/60本(面的)																																																																																																																																																																																																																																																			
						・使用材料(形状寸法、品質)	1回/1構造物																																																																																																																																																																																																																																																		

新 旧 対 照 表

改 正								現 行								備 考				
区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考	区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考	表内、字句の追加、 削除、改正				
共通	基礎工	深礎工		掘削完了時	・基準高さ	試験杭 +1回/10本		共通	基礎工	深礎工		掘削完了時	・基準高さ	試験杭 +1回/10本						
					・偏心量								試験杭 +1回/10本							
				・長さ・径	試験杭 +1回/10本															
				・支持地盤		試験杭 +1回/10本														
				・施工状況の適否(継手構造、品質等)	試験杭 +1回/10本															
		・使用材料(形状寸法、品質)	1回/1 構造物					・使用材料(形状寸法、品質)	1回/1 構造物											
		土(岩)質変化時	・土(岩)質 ・変化位置	1回/土(岩)質 の変化毎			土(岩)質変化時	・土(岩)質 ・変化位置	1回/1 変化時											
		鉄筋組立完了時	・施工状況の適否(継手構造、品質等) ・使用材料	1回/1 本			鉄筋組立完了時	・施工状況の適否(継手構造、品質等) ・使用材料	全体の30%程度											
		グラウト注入時	・使用材料及び使用量	1回/3 本			グラウト注入時	・使用材料及び使用量	1回/3 本											
		場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	・基準高さ	試験杭 ±1回/10本		場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	・基準高さ	試験杭 ±1回/10本		場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭		掘削完了時	・基準高さ	試験杭 ±1回/10本	
					・偏心量						試験杭 ±1回/10本									
				・長さ・径	試験杭 ±1回/10本															
・支持地盤	試験杭 ±1回/10本																			
・使用材料(形状寸法、品質)				1回/1 構造物				・使用材料(形状寸法、品質)	1回/1 構造物											
土(岩)質変化時	・土(岩)質 ・変化位置			1回/1 変化時			土(岩)質変化時	・土(岩)質 ・変化位置	1回/1 変化時											
鉄筋組立完了時	・施工状況の適否(継手構造、品質等) ・使用材料	30%程度 /1 構造物			鉄筋組立完了時	・施工状況の適否(継手構造、品質等) ・使用材料	全体の30%程度													
杭頭処理完了時	・杭頭処理状況	1回/10 本			杭頭処理完了時	・杭頭処理状況	1回/10 本													
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杵据付完了時	・基準高さ	1回/1 構造物		オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杵据付完了時	・基準高さ	1回/1 構造物		オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杵据付完了時	・基準高さ		1回/1 構造物			
			・偏心量						1回/1 構造物											
		・長さ・径	1回/1 構造物																	
		・支持地盤		1回/1 構造物																
		・使用材料(形状寸法、品質)	1回/1 構造物																	
		土(岩)質変化時		・土(岩)質 ・変化位置	1回/1 変化時			土(岩)質変化時	・土(岩)質 ・変化位置	1回/1 変化時										
本体設置前	・偏心量 ・支持地盤	1回/1 構造物			掘削完了時	・偏心量 ・支持地盤	1回/1 構造物													
掘削完了時	・偏心量 ・支持地盤	1回/1 構造物			鉄筋組立完了時	・施工状況の適否(継手構造、品質等) ・使用材料	1回/1 ロッド													
鉄筋組立完了時	・施工状況の適否(継手構造、品質等) ・使用材料	1回/1 ロッド			掘削完了時	・偏心量 ・支持地盤	1回/1 構造物													
鋼管井筒基礎工				打込み時	・使用材料(形状寸法、品質) ・溶接部の適否、工法の確認	試験杭 +1回/10本		鋼管井筒基礎工						打込み時	・使用材料(形状寸法、品質) ・溶接部の適否、工法の確認	試験杭 +1回/10本				
				打込み完了時	・杭の支持力確認 ・基準高さ、 <u>偏心量</u>	試験杭 +1回/10本								打込み完了時	・杭の支持力確認 ・基準高さ	試験杭 +1回/10本				
				杭頭処理完了時	・杭頭処理状況	1回/10 本								杭頭処理完了時	・杭頭処理状況	1回/10 本				

新 旧 対 照 表

改 正								現 行								備 考		
区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考	区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考	表内、字句の削除及び改正		
道路	橋梁工	橋台、橋脚工 (コンクリート)		床掘り完了時	・土質、支持力	全橋台 全橋脚	_____	道路	橋梁工	橋台、橋脚工 (コンクリート)		床掘り完了時	・土質、支持力	1回/1 構造物	各橋台・橋脚		表内、字句の削除及び改正	
				鉄筋完了時	・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等)		_____					鉄筋完了時	・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等)	2回/1 構造物	各橋台・橋脚			
				型枠完了時 打設時	・施工状況の適否(設計図との対比)		_____					型枠完了時 打設時	・施工状況の適否(設計図との対比)	1回/1 構造物	各橋台・橋脚			
				埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面との対比)							埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面との対比)	1回/1 構造物				
		鋼製橋脚工			床掘り完了時	・土質、支持力			鋼製橋脚工				床掘り完了時	・土質、支持力	1回/1 構造物			
		鋼橋工場製作	組立		仮組立時	・各部寸法(図面との対比) ・キャンパの確認	二		鋼橋工場製作	組立			仮組立時	・各部寸法(図面との対比) ・キャンパの確認	1回/1 橋梁			
		鋼橋架設	架設工		架設完了後	・キャンパの確認	二		鋼橋架設	架設工			架設完了後	・キャンパの確認	1回/1 橋梁			
		沓座工			据付位置決定時	・沓座の位置確認	全橋台		沓座工				据付位置決定時	・沓座の位置確認	1回/1 橋梁			
		床版工			鉄筋、型枠完了時	・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等) ・使用材料	1回/1 橋梁		床版工				鉄筋、型枠完了時	・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等) ・使用材料	1回/1 橋梁			
		鋼橋塗装	塗装		塗装完了後 (足場解体前)	・塗膜厚 ・全体的美観(塗装ムラ等)	3点/1 工事 全体の30%程度		鋼橋塗装	塗装			塗装完了後 (足場解体前)	・塗膜厚 ・全体的美観(塗装ムラ等)	3点/1 工事 全体の30%程度			
		ボーステンPC桁製作 PCホースラブ、 PC版(箱)桁製作				鉄筋、PC材組立完了時	・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等) ・使用材料	1回/桁3本		ボーステンPC桁製作 PCホースラブ、 PC版(箱)桁製作				鉄筋、PC材組立完了時	・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等) ・使用材料	1回/桁3本		
						緊張導入時	・緊張力の設計値との対比	1回/桁3本						緊張導入時	・緊張力の設計値との対比	1回/桁3本		
						グラウト注入時	・施工状況	1回/桁3本						グラウト注入時	・施工状況	1回/桁3本		
		プレーム桁架設				横締め作業時	・設計値との対比	1回/桁3本		プレーム桁架設				横締め作業時	・設計値との対比	1回/桁3本		
						グラウト注入時	・施工状況	1回/桁3本						グラウト注入時	・施工状況	1回/桁3本		
		床版横桁工				鉄筋、PC材組立完了時	・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等) ・使用材料	1回/桁3本		床版横桁工				鉄筋、PC材組立完了時	・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等) ・使用材料	1回/桁3本		
						緊張導入時	・緊張力の設計値との対比	1回/桁3本						緊張導入時	・緊張力の設計値との対比	1回/桁3本		
						グラウト注入時	・施工状況	1回/桁3本						グラウト注入時	・施工状況	1回/桁3本		
		付帯作工	落石金網工	樹脂アンカー		施工前	・削孔長	1回/10本		付帯作工	落石金網工	樹脂アンカー		施工前	・削孔長	1回/10本		
						完了時	・強度の確認							完了時	・強度の確認			
			植栽工	樹木類		施工時	・施工状況の適否(設計図との対比等)	1回/1 工事			植栽工	樹木類		施工時	・施工状況の適否(設計図との対比等)	1回/1 工事		

新 旧 対 照 表

改 正								現 行								備 考	
区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考	区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考		
排水路	構造物	堰、水門工 排水機場本 工、樋門、樋管 工		床掘り完了時	・土質、 <u>基準高さ</u> 、 <u>支持力</u>	1回/ <u>土(岩)質 の変化時</u> 1回/ <u>指定箇所 (地盤支持力)</u>		排水路	構造物	堰、水門工 排水機場本 工、樋門、樋管 工		床掘り完了時	・土質、 <u>_____</u> 支持力	1回/ <u>1 構造物</u>		表内、字句の追加、 削除、改正	
				鉄筋および型 枠完了時	・施工状況の適否(設計図 との対比、継手構造等) ・使用材料	1回/ <u>1 構造物</u>						鉄筋および型 枠完了時	・施工状況の適否(設計図 との対比、継手構造等) ・使用材料				
				埋戻し前	・不可視部分の出来形(図 面との対比)	1回/ <u>1 構造物</u>						埋戻し前	・不可視部分の出来形(図 面との対比)				
	護岸工	根固工	根固ブロック	布設完了時	・基準高さ、幅 ・個数 ・使用材料(寸法、品質)	1回/ <u>1 構造物 (初期施工段 階)</u>		護岸工	根固工	根固ブロック	布設完了時	・基準高さ、幅 ・個数 ・使用材料(寸法、品質)	1回/ <u>200m</u>		1回/ <u>1 工事</u>		
					法覆工	下敷砂利	施工時					・厚さ	1回/ <u>1 構造物 (初期施工段 階)</u>				法覆工
			吸出し防止材	施工時	・施工状況の適否(重ね幅 等)				吸出し防止材	施工時	・施工状況の適否(重ね幅 等)	1回/ <u>200m</u>					
			ブロック工	覆土前 仮締切撤去前	・不可視部分の出来形(図 面との対比) ・使用材料(寸法、品質)				ブロック工	覆土前 仮締切撤去前	・不可視部分の出来形(図 面との対比) ・使用材料(寸法、品質)	1回/ <u>200m</u>		1回/ <u>1 工事</u>			
	海岸	海岸保全	堤体及び消波	各種ブロック工	製作完了時、 または据付前	・使用材料 ・設計図書との対比 ・寸法、外観	1回/ <u>1 工事(初 期施工段階)</u>		海岸	海岸保全	堤体及び消波	各種ブロック工	製作完了時、 または据付前	・使用材料 ・設計図書との対比 ・寸法、外観	1回/ <u>1 工事 1回/月</u>		<u>製作及び据付同 時施工の場合</u>
	水路	水路工	パイプライン	基礎工	完了時	・基準高さ ・幅 ・厚さ	1回/ <u>口径・管 種毎(初期施工 段階)</u>		水路	水路工	パイプライン	基礎工	完了時	・基準高さ ・幅 ・厚さ	1回/ <u>500m</u>		
				管体工[<u>コンクリ ート製管体、ダクタ イル 管</u>]	管布設完了時	・ <u>ジョイント間隔、基準高 さ</u>	1回/ <u>口径・管 種毎(初期施工 段階)</u>					管体工[<u>_____</u> _____] _____	管布設完了時	・ <u>管頂高さ</u> ・ <u>接合間隔</u> ・ <u>中心のずれ</u>	1回/ <u>500m</u>		<u>弁類の確認を含む</u>
管体工[<u>塩ビ管、 ポリエチレン管</u>]				管布設完了時	・ <u>基準高さ</u>	1回/ <u>口径・管 種毎(初期施工 段階)</u>		_____				_____	_____	_____	_____		
管体工[<u>鋼管</u>]				管布設完了時	・ <u>基準高さ、溶接施工状 態、塗装状態</u>	1回/ <u>1 工事(初 期施工段階)</u>		_____				_____	_____	_____	_____		
構造物(ファームボ ード、分土工、調 圧施設等)				床掘り完了時	・土質、 <u>支持力</u>	1回/ <u>土(岩)質 の変化時</u> 1回/ <u>指定箇所 (地盤支持力)</u>		構造物(ファームボ ード、分土工、調 圧施設等)				床掘り完了時	・土質、 <u>支持力</u>	1回/ <u>1 構造物</u>			
				鉄筋および型 枠完了時	・施工状況の適否(設計図 との対比) ・継手構造等 ・使用材料	1回/ <u>1 構造物</u>						鉄筋および型 枠完了時	・施工状況の適否(設計図 との対比) ・継手構造等 ・使用材料	1回/ <u>1 構造物</u>			
				埋戻し前	・不可視部分の出来形(図 面との対比)	1回/ <u>1 構造物</u>						埋戻し前	・不可視部分の出来形(図 面との対比)	1回/ <u>1 構造物</u>			

新 旧 対 照 表

改 正								現 行								備 考
区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考	区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考	表内、字句の追加及び改正
水路	水路工	開水路 明渠排水	基礎工	完了時	・基準高さ ・幅 ・厚さ	1回/1 構造物 (初期施工段階)		水路	水路工	開水路 明渠排水	基礎工	完了時	・基準高さ ・幅 ・厚さ	1回/300m		
			水路舗装工	鉄筋および型 枠完了時	・施工状況の適否(設計図との対比) ・継手構造等 ・使用材料	1回/1 構造物 (初期施工段階)					水路舗装工	鉄筋および型 枠完了時	・施工状況の適否(設計図との対比) ・継手構造等 ・使用材料	1回/300m		
				埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面との対比)	1回/1 構造物 (初期施工段階)						埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面との対比)	1回/300m		
			構造物 (分土工等)	床掘り完了時	・土質、 <u>基準高さ</u> 、支持力	1回/土(岩)質 の変化時 1回/指定箇所 (地盤支持力)					構造物 (分土工等)	床掘り完了時	・土質、 <u> </u> 支持力	1回/1 構造物 <u> </u>		
				鉄筋および型 枠完了時	・施工状況の適否(設計図との対比) ・継手構造等 ・使用材料	1回/1 構造物 (初期施工段階)						鉄筋および型 枠完了時	・施工状況の適否(設計図との対比) ・継手構造等 ・使用材料	1回/1 構造物		
				埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面との対比)	1回/1 構造物						埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面との対比)	1回/1 構造物		
			ブロック工 (連結、平等)	布設完了時	・基準高さ、幅 ・のり長、のり勾配	1回/1 構造物 (初期施工段階)					ブロック工 (連結、平等)	布設完了時	・基準高さ、幅 ・のり長、のり勾配	1回/300m		
			付帯工	アンダードレーン掘 削完了時	・幅 ・厚さ	1回/1 構造物 (初期施工段階)					付帯工	アンダードレーン掘 削完了時	・幅 ・厚さ	1回/300m		
				裏込材施工時	・幅	1回/1 構造物 (初期施工段階)						裏込材施工時	・幅	1回/300m		
			面工事	農地造成 改良	除礫工	除礫工	除礫直後				・残礫量確認	1回/1 工事 (施工完了時)		面工事	農地造成 改良	除礫工
改良山成工	基盤整地	表土戻し前			・基準勾配 (勾配指定の場合) ・基準高さ (標高指定の場合)	1回/1 工事 (施工完了時)		改良山成工	基盤整地	表土戻し前	・基準勾配 (勾配指定の場合) ・基準高さ (標高指定の場合)	1回/1 工事 (施工完了時)				
草地造成 及び草地 整備改良	起伏修正 I			不陸均し直後	・不陸均し	1回/40ha		草地造成 及び草地 整備改良	起伏修正 I		不陸均し直後	・不陸均し	1回/20ha			
		暗渠排水		暗渠排水	吸水、集水、捕 水渠	施工中	・渠間隔 ・基準高さ ・疎水材の高さ			1回/15ha		暗渠排水	暗渠排水	吸水、集水、捕 水渠	施工中	・渠間隔 ・基準高さ ・疎水材の高さ
区画整理	区画整理工	基盤整地		表土戻し前	・基盤均平度	1回/15ha		区画整理	区画整理工	基盤整地	表土戻し前	・基盤均平度	1回/10ha			
				表土戻し後	・表土厚	1回/15ha					表土戻し後	・表土厚	1回/10ha			
				農道・用排水 路	・適宜		1回/1 路線や 1 回/1 断面など 適宜確認					農道・用排水 路	・適宜		1回/1 路線や 1 回/1 断面など適 宜確認	
客土	客土工			抜坪試験	・土取場	1回/1 工事	土取場が変更 の場合はその 都度実施	客土	客土工		抜坪試験	・土取場	1回/1 工事	土取場が変更の 場合はその都度 実施		
				搬入時	・搬入土量	1回/15ha					搬入時	・搬入土量	1回/10ha			
				攪拌	・攪拌厚	1回/15ha					攪拌	・攪拌厚	1回/10ha			
【省略】								【省略】								

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																																																																																																																
<p>付表-2</p> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回) (記 載 例)</p> <p style="text-align: right;">提出年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受注会社名 <u>〇〇株式会社</u></p> <p style="text-align: right;">現場代理人名 <u>〇 〇 〇 〇</u></p> <p>工事名 ()</p> <p style="text-align: center;"><u>道営〇〇〇事業 〇〇地区 〇〇工区工事</u></p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th colspan="3">段 階 確 認 事 項</th> <th rowspan="2">実施希望日 及び場所</th> <th rowspan="2">内 容</th> </tr> <tr> <th>工 種</th> <th>細 別</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>橋台工</td> <td>橋台躯体</td> <td>位置</td> <td>7/1 第1号橋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>支持力</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：確認方法等の案を記載のこと。</p> <hr/> <p>上記の段階確認について、以下の通り実施します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>実施年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>実施担当者名</td> <td>△△ △△</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td><input type="checkbox"/> 臨場 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td><input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形資料 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 結 果</p> <p>年 月 日 実施の段階について別紙検測結果のとおり、</p> <p><input type="checkbox"/> 規格値内であり、適切に施工されている。(<input type="checkbox"/> 補助監督員等からの連絡を含む)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 確認が必要である。(<input type="checkbox"/> 連絡があり再確認が必要)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>協議年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td>記載者</td> <td>記載内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>監督員</td> <td>別紙検測結果のとおり、〇〇〇について再施工の必要がありますので、下記のとおり再確認を行う。</td> </tr> <tr> <td>再確認年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>実施担当者名 △△ △△</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 設計図書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形資料 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(主旨) 本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける場合に、事前に提出するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 該当する□にレを記入すること。 本様式は、現場代理人が保管することとし、工事監督員の請求があった場合は提示すること。 段階確認の結果及び指示事項については、野帳の写しや打合簿等にて明らかにすること。 <p>【省略】</p>	No	段 階 確 認 事 項			実施希望日 及び場所	内 容	工 種	細 別	確認事項	1	橋台工	橋台躯体	位置	7/1 第1号橋		2			支持力	〃		3						4						5						実施年月日	年 月 日	実施担当者名	△△ △△	実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他			実施方法	<input type="checkbox"/> 臨場 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)			必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形資料 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類			特記事項					協議年月日	年 月 日	協議事項	記載者	記載内容		監督員	別紙検測結果のとおり、〇〇〇について再施工の必要がありますので、下記のとおり再確認を行う。	再確認年月日	年 月 日	実施担当者名 △△ △△	実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)		必要書類	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形資料 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類		特記事項			<p>付表-2</p> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回) (記 載 例)</p> <p style="text-align: right;">提出年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受注会社名 <u>〇〇株式会社</u></p> <p style="text-align: right;">現場代理人名 <u>〇 〇 〇 〇</u></p> <p>工事名 ()</p> <p style="text-align: center;"><u>道営〇〇〇事業 〇〇地区 〇〇工区工事</u></p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th colspan="3">段 階 確 認 事 項</th> <th rowspan="2">実施希望日 及び場所</th> <th rowspan="2">内 容</th> </tr> <tr> <th>工 種</th> <th>細 別</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>橋台工</td> <td>橋台躯体</td> <td>位置</td> <td>7/1 第1号橋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>支持力</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：確認方法等の案を記載のこと。</p> <hr/> <p>上記の段階確認について、以下の通り実施します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>実施年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>実施担当者名</td> <td>△△ △△</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td><input type="checkbox"/> 臨場 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td><input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 結 果</p> <p>年 月 日 実施の段階について別紙検測結果のとおり、</p> <p><input type="checkbox"/> 規格値内であり、適切に施工されている。(<input type="checkbox"/> 補助監督員等からの連絡を含む)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 確認が必要である。(<input type="checkbox"/> 連絡があり再確認が必要)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>協議年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td>記載者</td> <td>記載内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>監督員</td> <td>別紙検測結果のとおり、〇〇〇について再施工の必要がありますので、下記のとおり再確認を行う。</td> </tr> <tr> <td>再確認年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>実施担当者名 △△ △△</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 設計図書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(主旨) 本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける場合に、事前に提出するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 該当する□にレを記入すること。 本様式は、現場代理人が保管することとし、工事監督員の請求があった場合は提示すること。 段階確認の結果及び指示事項については、野帳の写しや工事施工協議簿等にて明らかにすること。 <p>【省略】</p>	No	段 階 確 認 事 項			実施希望日 及び場所	内 容	工 種	細 別	確認事項	1	橋台工	橋台躯体	位置	7/1 第1号橋		2			支持力	〃		3						4						5						実施年月日	年 月 日	実施担当者名	△△ △△	実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他			実施方法	<input type="checkbox"/> 臨場 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)			必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類			特記事項					協議年月日	年 月 日	協議事項	記載者	記載内容		監督員	別紙検測結果のとおり、〇〇〇について再施工の必要がありますので、下記のとおり再確認を行う。	再確認年月日	年 月 日	実施担当者名 △△ △△	実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)		必要書類	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類		特記事項			<p>表内、字句の改正</p> <p>表内、字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
No		段 階 確 認 事 項					実施希望日 及び場所	内 容																																																																																																																																																										
	工 種	細 別	確認事項																																																																																																																																																															
1	橋台工	橋台躯体	位置	7/1 第1号橋																																																																																																																																																														
2			支持力	〃																																																																																																																																																														
3																																																																																																																																																																		
4																																																																																																																																																																		
5																																																																																																																																																																		
実施年月日	年 月 日	実施担当者名	△△ △△																																																																																																																																																															
実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他																																																																																																																																																																	
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨場 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)																																																																																																																																																																	
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形資料 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																	
特記事項																																																																																																																																																																		
	協議年月日	年 月 日																																																																																																																																																																
協議事項	記載者	記載内容																																																																																																																																																																
	監督員	別紙検測結果のとおり、〇〇〇について再施工の必要がありますので、下記のとおり再確認を行う。																																																																																																																																																																
再確認年月日	年 月 日	実施担当者名 △△ △△																																																																																																																																																																
実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)																																																																																																																																																																	
必要書類	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形資料 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																	
特記事項																																																																																																																																																																		
No	段 階 確 認 事 項			実施希望日 及び場所	内 容																																																																																																																																																													
	工 種	細 別	確認事項																																																																																																																																																															
1	橋台工	橋台躯体	位置	7/1 第1号橋																																																																																																																																																														
2			支持力	〃																																																																																																																																																														
3																																																																																																																																																																		
4																																																																																																																																																																		
5																																																																																																																																																																		
実施年月日	年 月 日	実施担当者名	△△ △△																																																																																																																																																															
実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他																																																																																																																																																																	
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨場 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)																																																																																																																																																																	
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																	
特記事項																																																																																																																																																																		
	協議年月日	年 月 日																																																																																																																																																																
協議事項	記載者	記載内容																																																																																																																																																																
	監督員	別紙検測結果のとおり、〇〇〇について再施工の必要がありますので、下記のとおり再確認を行う。																																																																																																																																																																
再確認年月日	年 月 日	実施担当者名 △△ △△																																																																																																																																																																
実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)																																																																																																																																																																	
必要書類	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																	
特記事項																																																																																																																																																																		